建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）

操作マニュアル（分割版）

２．９版

５．４．書類作成画面（経営事項審査の申請・再審査の申立）

令和８年１０月

国土交通省

目次

※（　）内は全体版のページ番号

５．４．経営事項審査の申請・再審査の申立　書類作成画面…… ３ページ（３３４）

経営事項審査申請データ作成の補助機能…… ３ページ（３３４）

前回申請差分比較…… ３ページ（３３４）

様式第２５号の１４：　経営規模等評価申請書・総合評定値請求書…… ６ページ（３３７）

様式第２５号の１４　別紙１：　工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高…… １２ページ（３４３）

様式第２５号の１４　別紙２：　技術職員名簿…… ２０ページ（３５１）

様式第２５号の１４　別紙３：　その他の審査項目（社会性等）…… ２８ページ（３５９）

経営事項審査の事務取扱い　様式第１号：　工事種類別完成工事高付表…… ３７ページ（３６８）

経営事項審査の事務取扱い　様式第３号：　継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿…… ４０ページ（３７１）

経営事項審査の事務取扱い　様式第４号：　ＣＰＤ単位を取得した技術者名簿…… ４２ページ（３７３）

経営事項審査の事務取扱い　様式第５号：　技能者名簿…… ４４ページ（３７５）

経営事項審査の事務取扱い　様式第６号：　建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書…… ４６ページ（３７７）

経営事項審査の事務取扱い　様式第７号：「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書…… ４８ページ（３７９）

5．4．経営事項審査の申請・再審査の申立　書類作成画面

経営事項審査申請データ作成の補助機能

前回申請差分比較

前回の経審申請データの内容と今回の申請内容の差分有無を比較し、書類毎に差分を一覧表示する機能です。

①各書類作成画面の左上「前回申請との差分」ボタンを押下してください。

※下記いずれかに該当する場合は、「前回申請との差分」ボタンは表示されません

- 前回申請を JCIP で行っていない（紙申請）
- 前回と今回の申請区分が「経営規模等評価＋総合評定値」以外
- 前回申請の状態が「発行済」になっていない
- 前回の申請先行政庁が、今回の申請先とは異なる



②今回の申請データ内の書類と、前回申請済の書類の内容に差分がある項目が「前回申請差分一覧」画面に表示されます。



③前回申請との差分が生じている項目については、「前回申請」と「今回申請」の列にそれぞれ入力された値が表示されます。

比較対象	前回申請	今回申請
利益額_2期平均	2,000	1,000
審査対象事業年度_営業利益	2,000	1,000
審査対象事業年度の前審査対象事業年度_営業利益	2,000	1,000

◆対象様式

経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

別紙３　その他の審査項目(社会性等)

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書

Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

例）変更内容毎の比較結果の表示パターン（経営規模等評価申請書・総合評定値請求書）

項目名	変更内容	「前回申請差分一覧」の表示内容		
		項目名	前回申請	今回申請
利益額_２期平均	入力値を変更	利益額_２期平均	2,000	1,000
	未入力→入力値あり	利益額_２期平均		1,000
	入力値あり→未入力（削除）	利益額_２期平均	2,000	

④一覧形式の書類では、技術職員に関する情報については、入力行の変更による差分は比較対象とはせずに、各書類のキー項目（氏名と生年月日のセット）に　対して変更（含・追加、削除）が生じた場合を差分として比較対象とします。

※入力されている行に関わらず、キー項目同士を比較します

比較対象	前回申請	今回申請
技能者人数	3	4
レベル向上有の技能者人数	2	4
控除対象の技能者人数	0	1
[redacted](昭和60年06月06日) 控除対象	未選択 1ページ2行目	選択 1ページ2行目
[redacted](昭和30年03月03日) レベル向上の有無	未選択 1ページ3行目	選択 1ページ3行目
[redacted](昭和60年06月06日)		(追加)1ページ4行目

◆対象様式

別紙２　技術職員名簿

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

技能者名簿

CPD 単位を取得した技術者名簿

例）変更内容毎の比較結果の表示パターン（技能者名簿）

項目名	キー項目	変更内容	「前回申請差分一覧」の表示内容		
			項目名	前回申請	今回申請
控除対象	A山B男 (1987/04/03)	チェックなし→チェックあり	A山B男（1987/04/03） 控除対象	未選択 nページm行目	選択 nページm行目
		チェックあり→チェックなし	A山B男（1987/04/03） 控除対象	選択 nページm行目	未選択 nページm行目
－	C川D太 (2002/03/31)	キー項目追加	C川D太（2002/03/31）		（追加）nページm行目
		キー項目削除	C川D太（2002/03/31）	nページm行目	（削除）
		同一キー項目複数(件数増減あり)	C川D太（2002/03/31）	（1 件該当）	（2 件該当）
		同一キー項目複数(件数増減なし)	C川D太（2002/03/31）	（2 件該当）	（2 件該当）

※同一のキー項目が複数件ある場合は、差分を比較する対象のキー項目が特定できないため該当件数のみ表示します

※「別紙２　技術職員名簿」では、キー項目毎の複数項目（業種コード１・２、有資格区分コード１・２、講習受講１・２）をひとかたまりの情報「有資格区分等」としてまとめた形で差分の有無を判定し、差分がある場合は一覧に表示します

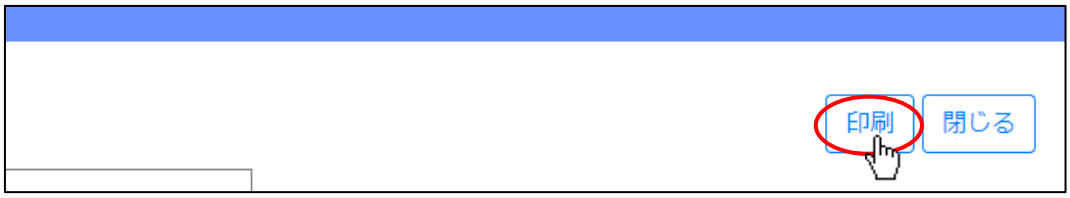
例）有資格区分等の一部（講習受講１、業種コード２、有資格区分コード２）が前回申請から変更された場合の表示内容

比較対象	前回申請	今回申請
[redacted](昭和30年03月03日) 有資格区分等	10 タイル・れんが・ブロック工事 23E 2 無/29 解体工事 113 2 無 1ページ4行目	10 タイル・れんが・ブロック工事 23E 1 有/28 清掃施設工事 001 2 無 1ページ1行目

Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

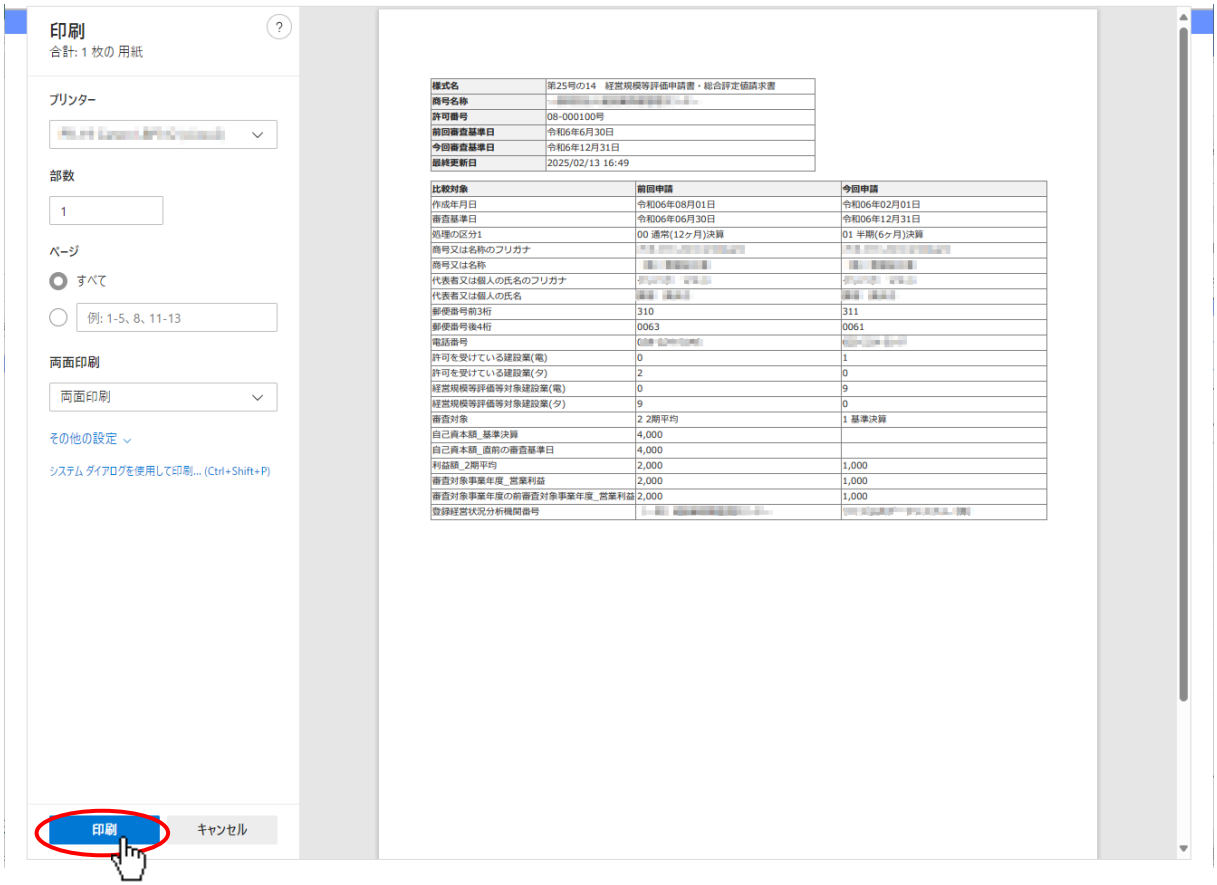
⑤「印刷」ボタンを押下すると WEB ブラウザの印刷プレビュー画面が表示されます。

※WEB ブラウザの種類・バージョンにより印刷ボタン押下時の挙動が異なる場合があります



⑥WEB ブラウザの印刷プレビュー画面の「印刷」ボタンを押下すると、差分一覧画面を印刷することができます。

※WEB ブラウザの種類・バージョンにより印刷プレビュー画面の態様は異なります



※「前回申請差分比較」における前回データとの比較対象範囲は、書類単体ではなく申請データ全体となります

例）過去（前回、前々回）の申請における、書類作成有無パターン

	経営規模等評価申請書 ・総合評定値請求書	継続雇用制度の適用を 受けている技術職員名簿	技能者名簿
①前々回	あり	あり	なし
②前回	あり	なし	あり
③今回	「②前回」の申請内容と比較		

比較対象が前回の申請データのため、前回の申請時に作成されていない書類は（前々回の申請データでは作成されていても）「前回申請との差分」ボタンが非表示となり比較は行えません。

上図の例では、「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」は前回作成されていないため、今回の比較対象＝なしとなります。

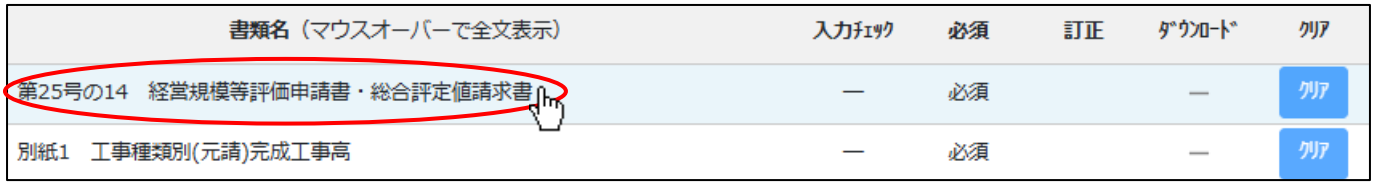
※「前回申請差分比較」における「前回」の定義は、「前回申請取込」と異なりますのでご注意下さい

参考：　3．3．2.「前回申請取込」が可能な書類

Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

様式第２５号の１４：　経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

①「申請・届出内容」画面の、「申請・届出書類」グリッド内、書類名「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」を押下してください。

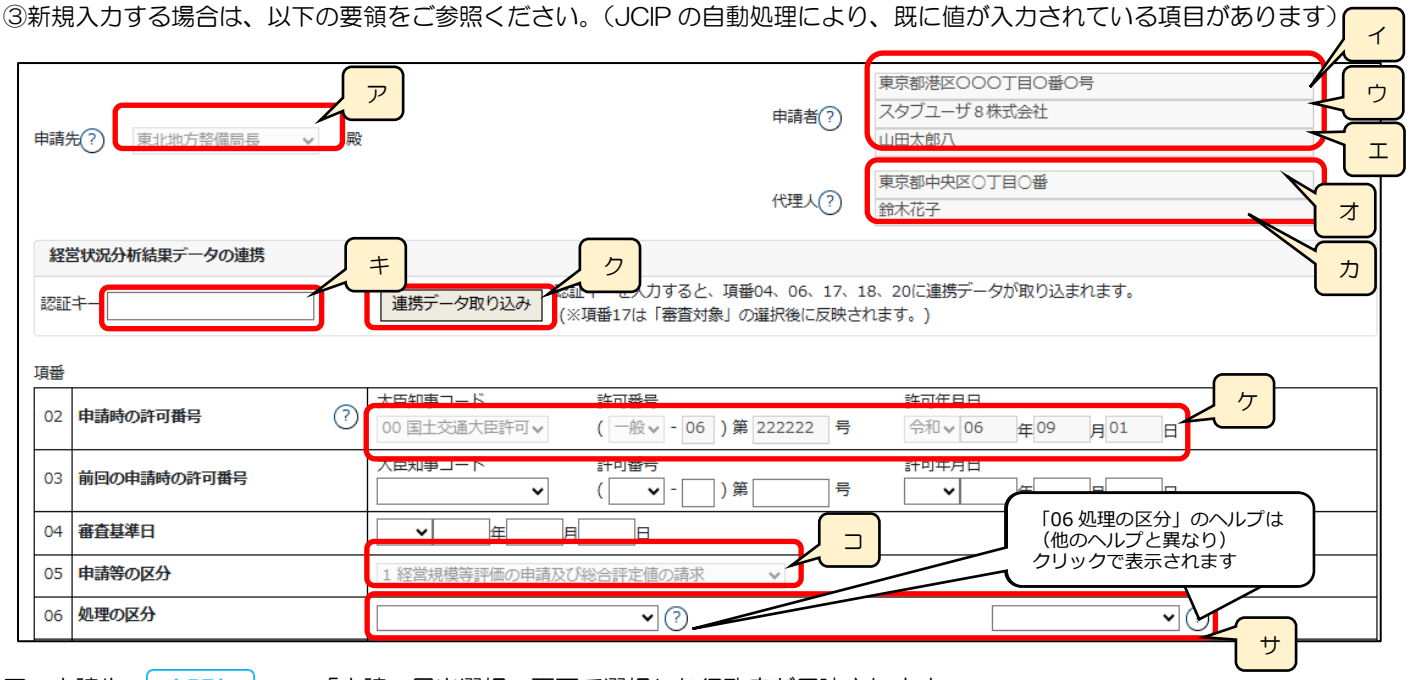


②「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」の入力画面が開きます。



Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

③新規入力する場合は、以下の要領をご参照ください。（JCIP の自動処理により、既に値が入力されている項目があります）



ア．申請先　システム　→「申請・届出選択」画面で選択した行政庁が反映されます

（国土交通大臣許可の場合は、入力内容により自動判定されます）

【本人申請】

イ．申請者の住所　GビズID　→「所在地」として登録した情報が反映されます

ウ．申請者の法人名／屋号　GビズID　→「法人名／屋号」として登録した情報が反映されます

エ．申請者の氏名　GビズID　→「代表者名」として登録した情報が反映されます

オ．代理人の住所　→表示されません

カ．代理人の氏名　→表示されません

【代理申請】

イ．申請者の住所　システム　→委任状で設定した、委任者の「所在地」が反映されます

ウ．申請者の法人名／屋号　システム　→委任状で設定した、委任者の「商号名称」が反映されます

エ．申請者の氏名　システム　→委任状で設定した、委任者の「代表者又は個人の氏名」が反映されます

オ．代理人の住所　システム　→委任状に設定した、代理人の「住所」が反映されます

カ．代理人の氏名　システム　→委任状に設定した、代理人の「氏名」が反映されます

キ．「認証キー」　→経営状況分析結果通知書の右下に記載されている認証キー（半角数字 16 桁）を入力します

※バックヤード連携データ活用のため、原則として認証キーの入力にご協力ください

※正確な認証キーが入力できない場合は、確認書類として「経営状況分析結果通知書」を「申請・届出内容」画面で添付してください

【参考】3．2．8．2．申請・届出全体に関する確認書類の添付（行政庁独自で添付を求めるもの等）

ク.「連携データ取り込み」ボタン　→認証キーが入力済の状態で押下すると、以下の項目に分析結果通知書の内容が反映されます。

JCIP画面			分析結果通知書
０４　審査基準日			審査基準日
０６　処理の区分			処理の区分１、２
資本金額又は出資総額（「０７　法人又は個人の別」内）			資本金
１７　自己資本額	自己資本額　※審査対象が「1 基準決算」の場合のみ		自己資本額
	基準決算　※審査対象が「2 2期平均」の場合のみ		自己資本額
１８　利益額	審査対象事業年度	営業利益	営業利益（当期）
		減価償却実施額	減価償却実施額（当期）
	前審査対象事業年度	営業利益	営業利益（前期）
		減価償却実施額	減価償却実施額（前期）
２０　登録経営状況分析機関番号			登録経営状況分析機関番号

※１７　自己資本額・１８　利益額は連結決算の場合、取り込まれません。

Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

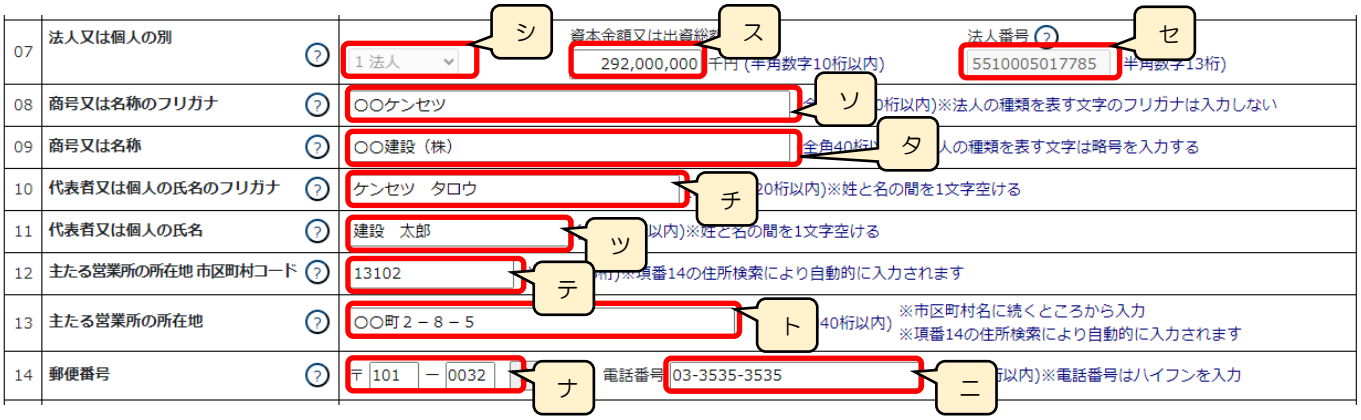
ケ.「02　申請時の許可番号」 公開情報 →「申請・届出選択」画面で入力した許可番号と、その関連情報が反映されます

※「03　前回の申請時の許可番号」は、「前回の申請時の許可番号」と、上記「申請時の許可番号」が異なる場合のみ入力します

コ.「05　申請等の区分」 システム →「申請・届出選択」画面で押下したボタンに応じた申請区分が反映されます

サ.「06　処理の区分」→左側の「処理の種類」を選択の上、必要に応じて右側の「処理の種類」を選択してください。

※左側で「04 新規設立後決算未到来」を選択した時は右側で「20 新規設立時経審」を選択してください。



【本人申請】

シ.「07　法人又は個人の別」 GビズID →「事業形態」として登録した情報（法人／個人事業主）が反映されます

【代理申請】

シ.「07　法人又は個人の別」 システム →委任状で設定した、「委任元事業形態」が反映されます

ス.「資本金額又は出資総額」 公開情報 →「02　申請時の許可番号」を申請した際の情報が反映されます

【本人申請】

セ. 法人番号 GビズID →「法人番号」として登録した情報が反映されます

【代理申請】

セ. 法人番号 システム →委任状で設定した、「委任元法人番号」が反映されます

※委任元が個人事業主の場合は空欄となります

ソ.「08　商号又は名称のフリガナ」 公開情報 →「02　申請時の許可番号」を申請した際の情報が反映されます

タ.「09　商号又は名称」 公開情報 →同上

チ.「10　代表者又は個人の氏名のフリガナ」 公開情報 →同上

ツ.「11　代表者又は個人の氏名」 公開情報 →同上

テ.「12　主たる営業所の所在地_市区町村コード」 公開情報 →同上

ト.「13　主たる営業所の所在地」 公開情報 →同上

ナ.「14　郵便番号」 公開情報 →同上

ニ.「電話番号」 公開情報 →同上

Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.



ヌ.「15　許可を受けている建設業」　公開情報　→「02　申請時の許可番号」にて許可を受けている業種に1または2が設定されます
（任意の値に変更可能：空欄or1or2）

ネ.「17　自己資本額」　システム　→審査対象で「2　2期平均」を選択した場合のみ、「基準決算」と「直前の審査基準日」に入力した値の平均値を、自動的に反映します（任意の値に変更可能）



ノ.「審査対象」　→「2　2期平均」を選択した場合のみ、「基準決算」「直前の審査基準日」が入力必須となり、「繰下げ」ボタンが活性化します

ハ. 自己資本額の「繰下げ」ボタン　→押下すると、「自己資本額」の各入力値が変化します
※「審査対象」で、「2　2期平均」を選択した場合のみ使用可能



- 「自己資本額」の入力値が空になります
- 「基準決算」の入力値が、「直前の審査基準日」に移動します

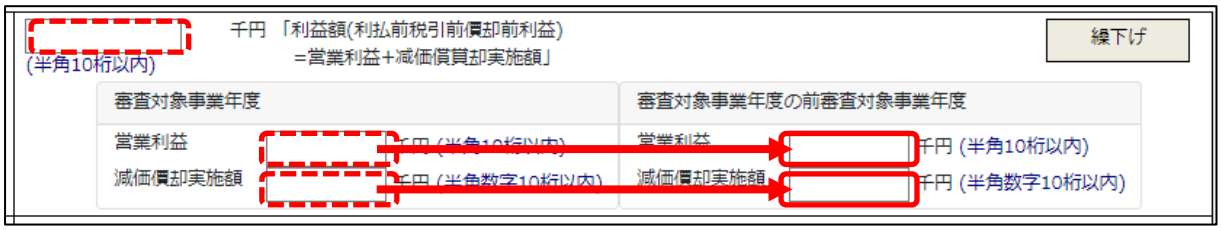
Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

ヒ.「18　利益額（2 期平均）」　システム　→審査対象事業年度、および審査対象事業年度の前審査対象事業年度の「営業利益」「減価償却実施額」に入力した値の平均値を、自動的に反映します（任意の値に変更可能）



フ. 利益額（2 期平均）の「繰下げ」ボタン　→押下すると、「自己資本額」の各入力値が変化します

※「審査対象」で、「2　2 期平均」を選択した場合のみ使用可能



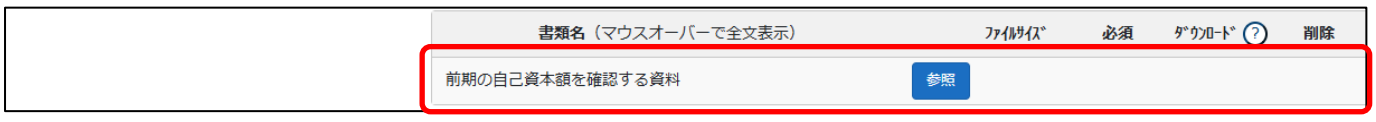
- 「利益額（2 期平均）」の入力値が空になります
- 「審査対象事業年度」の「営業利益」と「減価償却実施額」の入力値が、「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の「営業利益」と「減価償却実施額」に移動します

ヘ.「19　技術職員数」　システム　→「別紙２　技術職員名簿」に入力した技術職員数の合計人数を、自動的に合算・反映します（値は変更不可）

ホ.「20　登録経営状況分析機関番号」　→審査を依頼する分析機関をプルダウンリストから選択します（「番号」の入力は不要）



マ. 連絡先　システム　→「申請・届出内容」画面の「申請者連絡先」に登録した情報が反映されます（任意の値に変更可能）



確認書類「前期の自己資本額を確認する資料」を添付する手順は、以下の章をご参照ください。

※再審査の場合は「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」の入力内容に関わらず添付任意となります

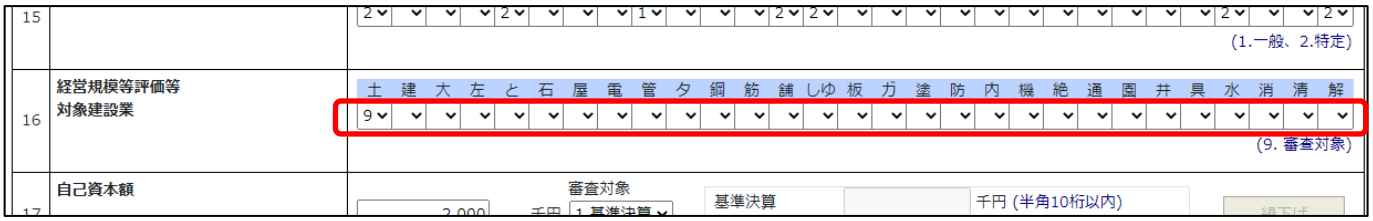
【参考】3．2．8．3．様式に関する確認書類の添付

Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

※経審申請より先に、同じ許可番号の「事業年度の終了」届出を JCIP で作成・送信済の時に、

「16　経営規模等評価等対象建設業で選択（プルダウンで９を設定）した建設業種」と、

「事業年度の終了」届出時に作成した「工事経歴書に入力した建設業種」に存在しない場合、入力エラーとなります。



上記エラーを回避するには、「16　経営規模等評価等対象建設業で選択した建設業種」を含む工事経歴書を別途作成の上、PDF 形式で保存したファイルを「申請・届出内容」画面の「その他添付ファイル」にて、確認書類として添付してください。

（工事経歴書との不一致は解消されていないためワーニングとなりますが、送信は可能です）



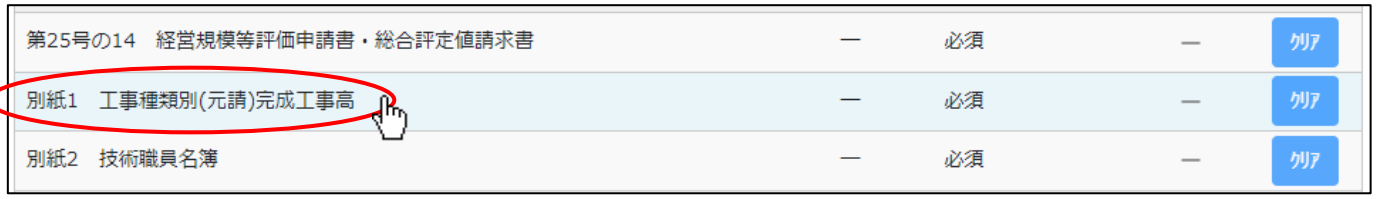
なお、経審申請より先に行った同じ許可番号の「事業年度の終了」届出が、JCIP で「届出確認済」の状態になっていれば、経審申請時に工事経歴書の添付は不要となります。

【参考】3．2．8．1．申請・届出全体に関する確認書類の添付

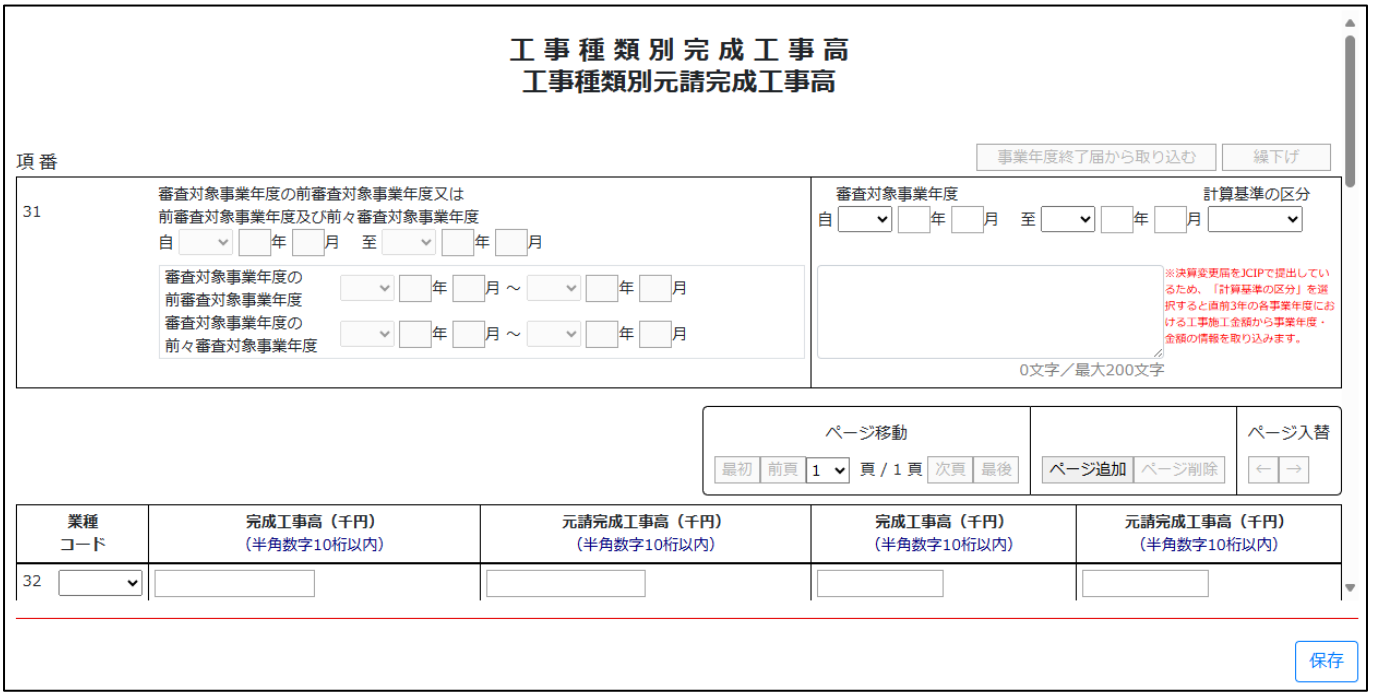
Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

様式第２５号の１４　別紙１：　工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高

①「申請・届出内容」画面の、「申請・届出書類」グリッド内、書類名「工事種類別（元請）完成工事高」を押下してください。

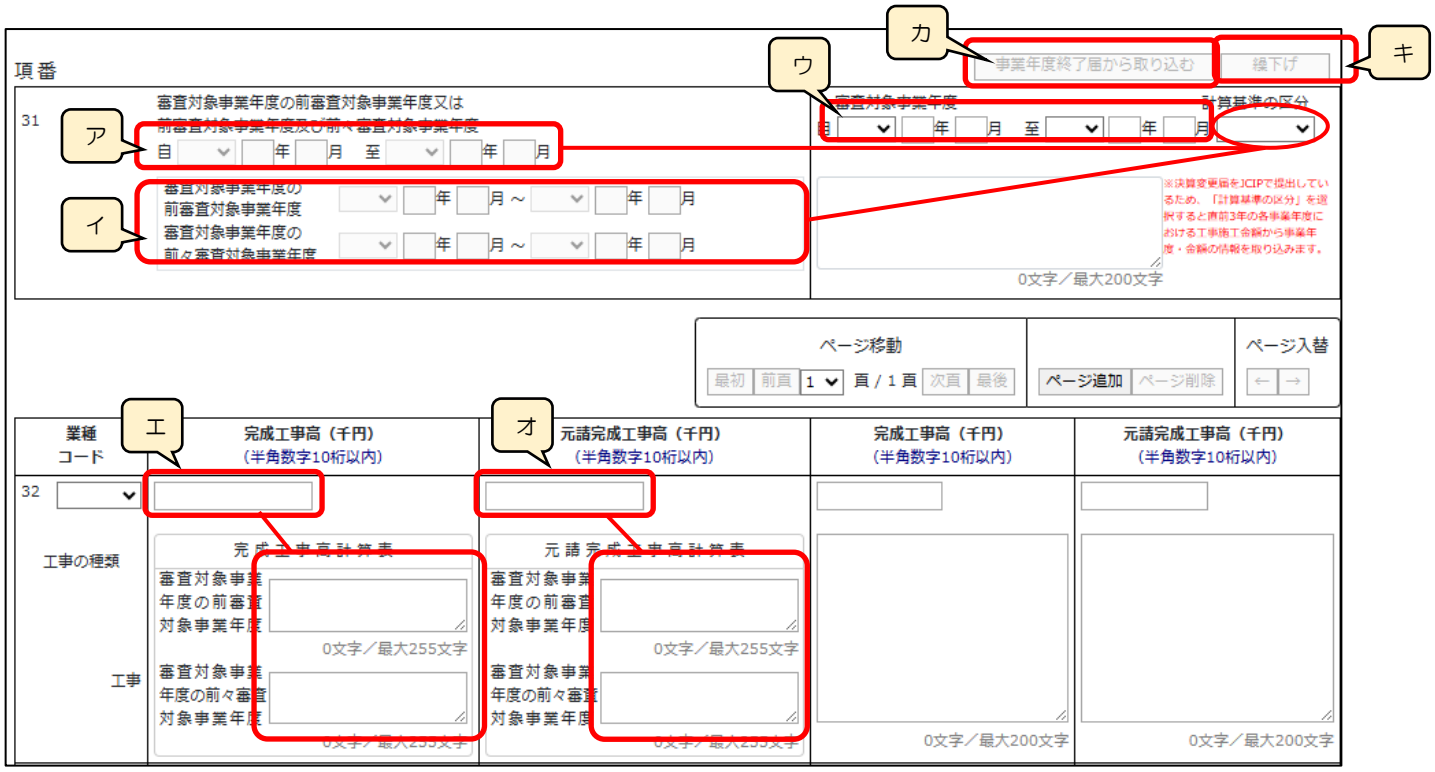


②「工事種類別完成工事高工事種類別元請完成工事高」の入力画面が開きます。



Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

③新規入力する場合は、以下の要領をご参照ください。



ア.「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」

→「計算基準の区分」で「１　２年平均」を選択した場合、入力必須となります

システム　→「２　３年平均」を選択した場合、下記イに入力した年月に基づき自動設定されます

イ.「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」、「審査対象事業年度の前々審査対象事業年度」

→「計算基準の区分」で「２　３年平均」を選択した場合、入力必須となります

ウ.「審査対象事業年度」→「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」に入力した審査基準日の年度を入力します

※新規設立時経審の場合、（至）は「令和 00 年 00 月」と入力してください

エ.「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度の完成工事高」

システム　→「計算基準の区分」で「２　３年平均」を選択した時に、「完成工事高計算表」に入力した「前審査対象事業年度」と「前々審査対象事業年度」の値が金額（半角数字）のみの場合、その入力した金額の平均値が自動設定されます（任意の値に変更可能）

オ.「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度の元請完成工事高」

システム　→「計算基準の区分」で「２　３年平均」を選択した時に、「元請完成工事高計算表」に入力した「前審査対象事業年度」と「前々審査対象事業年度」の値が金額（半角数字）のみの場合、その入力した金額の平均値が自動設定されます（任意の値に変更可能）

Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

カ.「事業年度終了届から取り込む」ボタン　→「計算基準の区分」を選択済の状態で押下すると、以下の項目に直近の「事業年度終了届」提出時の「直前３年の各事業年度における工事施工金額」の内容が反映されます。

※「直前３年の各事業年度における工事施工金額」の施工金額の単位で「百万円」を選択した場合、各完成工事高は 1000 倍した値が反映されます。

(1)計算基準の区分「1　2年平均」の場合

JCIP画面		直前3年の各事業年度における工事施工金額		
３１　審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度		事業年度（1年目）	事業年度	
３２　業種コード	業種コード		許可に係る建設工事の施工金額（審査対象業種）	業種
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度の元請完成工事高			元請（公共と民間の合算値）
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度の完成工事高			計
３３　その他工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度の完成工事高の元請完成工事高		許可に係る建設工事の施工金額（審査対象外業種）およびその他建設工事の施工金額	元請（公共と民間の合算値）
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度の完成工事高の完成工事高			計
３１　審査対象事業年度		事業年度（2年目）	事業年度	
３２　業種コード	業種コード		許可に係る建設工事の施工金額（審査対象業種）	業種
	審査対象事業年度の元請完成工事高			元請（公共と民間の合算値）
	審査対象事業年度の完成工事高			計
３３　その他工事	審査対象事業年度の元請完成工事高		許可に係る建設工事の施工金額（審査対象外業種）およびその他建設工事の施工金額	元請（公共と民間の合算値）
	審査対象事業年度の完成工事高			計

Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

⑵計算基準の区分「２　３年平均」の場合

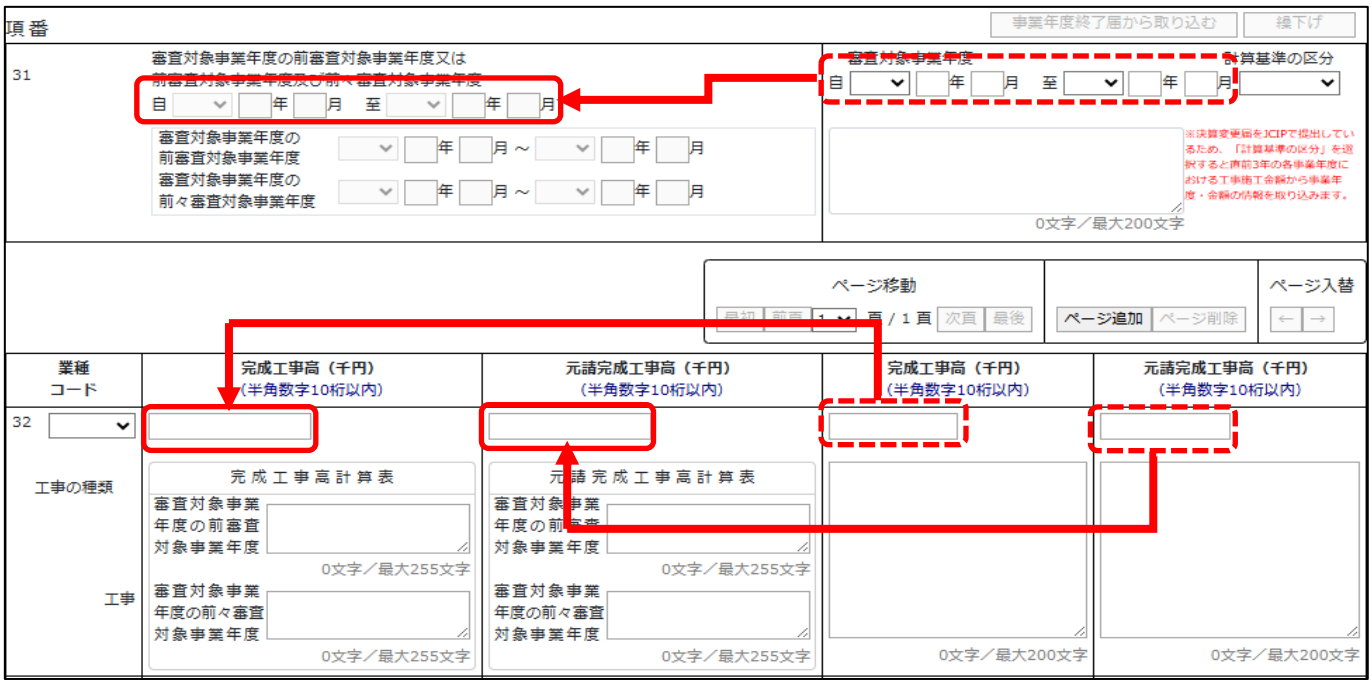
<table>
<tr><th colspan="2">JCIP画面</th><th colspan="3">直前3年の各事業年度における工事施工金額</th></tr>
<tr><td colspan="2">３１　審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td><td>事業年度
（1年目）</td><td colspan="2">事業年度</td></tr>
<tr><td rowspan="3">３２　業種コード</td><td>業種コード</td><td rowspan="3">許可に係る建設工事の施工金額
（審査対象業種）</td><td>業種</td></tr>
<tr><td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度の
元請完成工事高計算表</td><td>元請（公共と民間の合算値）</td></tr>
<tr><td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度の
完成工事高計算表</td><td>計</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３３　その他工事</td><td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度の
元請完成工事高計算表</td><td rowspan="2">許可に係る建設工事の施工金額
（審査対象外業種）および
その他建設工事の施工金額</td><td>元請（公共と民間の合算値）</td></tr>
<tr><td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度の
完成工事高計算表</td><td>計</td></tr>
<tr><td colspan="2">３１　審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td><td rowspan="6">事業年度
（2年目）</td><td colspan="2">事業年度</td></tr>
<tr><td rowspan="3">３２　業種コード</td><td>業種コード</td><td rowspan="3">許可に係る建設工事の施工金額
（審査対象業種）</td><td>業種</td></tr>
<tr><td>審査対象事業年度の前審査対象事業年度の
元請完成工事高計算表</td><td>元請（公共と民間の合算値）</td></tr>
<tr><td>審査対象事業年度の前審査対象事業年度の
完成工事高計算表</td><td>計</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３３　その他工事</td><td>審査対象事業年度の前審査対象事業年度の
元請完成工事高計算表</td><td rowspan="2">許可に係る建設工事の施工金額
（審査対象外業種）および
その他建設工事の施工金額</td><td>元請（公共と民間の合算値）</td></tr>
<tr><td>審査対象事業年度の前審査対象事業年度の
完成工事高計算表</td><td>計</td></tr>
<tr><td colspan="2">３１　審査対象事業年度</td><td rowspan="6">事業年度
（3年目）</td><td colspan="2">事業年度</td></tr>
<tr><td rowspan="3">３２　業種コード</td><td>業種コード</td><td rowspan="3">許可に係る建設工事の施工金額
（審査対象業種）</td><td>業種</td></tr>
<tr><td>審査対象事業年度の元請完成工事高</td><td>元請（公共と民間の合算値）</td></tr>
<tr><td>審査対象事業年度の完成工事高</td><td>計</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３３　その他工事</td><td>審査対象事業年度の元請完成工事高</td><td rowspan="2">許可に係る建設工事の施工金額
（審査対象外業種）および
その他建設工事の施工金額</td><td>元請（公共と民間の合算値）</td></tr>
<tr><td>審査対象事業年度の完成工事高</td><td>計</td></tr>
</table>

Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

キ.「繰下げ」ボタン　→押下すると、「審査対象事業年度」の各入力値（事業年度の自・至、完成工事高、元請完成工事高）が別の項目に移動します　※選択した「計算基準の区分」によって、押下時の動作が異なります

(1)計算基準の区分「１　２年平均」の場合

下記項目の入力値の移動が同時に行われます



・「審査対象事業年度」の各入力値（事業年度の自・至、完成工事高、元請完成工事高）が、「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の各入力項目に移動します

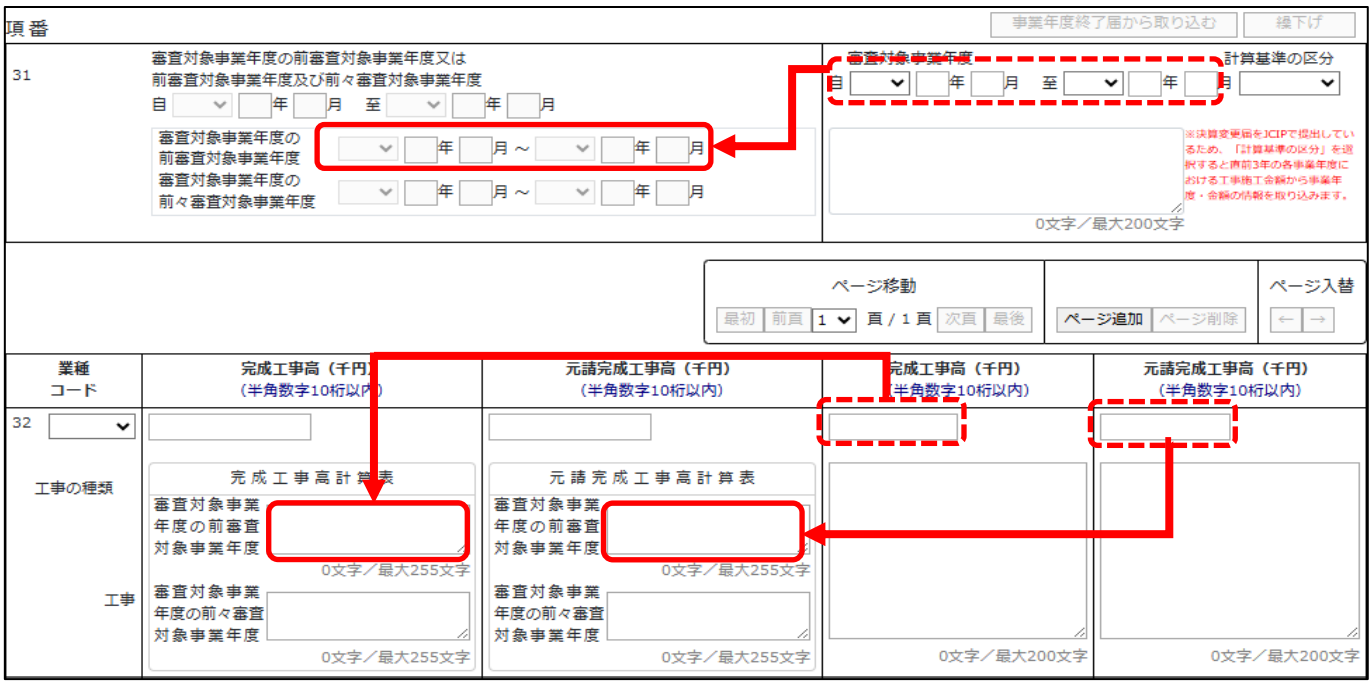
Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

⑵計算基準の区分「２　３年平均」の場合

下記項目の入力値の移動が同時に行われます



・「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の各入力値（事業年度の自・至、完成工事高、元請完成工事高）が、「審査対象事業年度の前々審査対象事業年度」の各入力項目に移動します



・「審査対象事業年度」の各入力値（事業年度の自・至、完成工事高、元請完成工事高）が、「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の各入力項目に移動します

Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

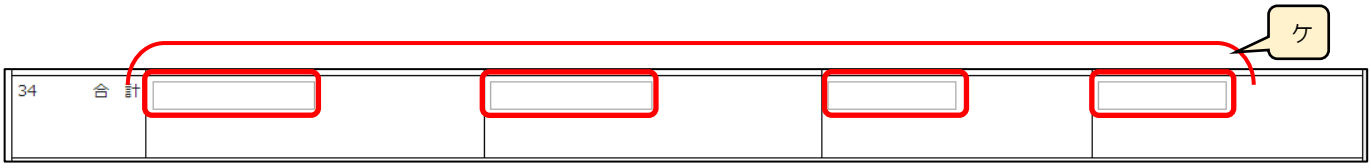


ク.「ページ追加」ボタン　→押下すると、新たなページを追加します（業種を５つ以上入力する場合に使用）

「ページ削除」ボタン　→押下すると、現在表示中のページを削除します

ページ入替「←」ボタン　→押下すると、現在表示中のページを１ページ繰り上げます（ページのソート順変更）

「→」ボタン　→押下すると、現在表示中のページを１ページ繰り下げます（ページのソート順変更）



ケ.「34　合計」　システム　→この様式の各行に入力した「完成工事高」及び「元請完成工事高」の合計値を、自動的に合算・反映します（任意の値に変更可能）

※合計値を任意の値に変更する場合は、許容されている誤差の範囲外の値を入力するとエラーとなります

【参考】　◎合計金額の整合性チェック

◎内訳業種の入力

以下３業種の内訳業種を入力する場合は、その業種を入力した行の下の行に入力してください。

業種	内訳業種
010 土木一式工事	011 プレストレストコンクリート構造物工事
050 とび・土工・コンクリート工事	051 法面処理工事
110 鋼構造物工事	111 鋼橋上部工事

「業種コード」で内訳業種を選択すると行の色が緑色に変化します。

業種コード	完成工事高（千円）（半角数字10桁以内）	元請完成工事高（千円）（半角数字10桁以内）	完成工事高（千円）（半角数字10桁以内）	元請完成工事高（千円）（半角数字10桁以内）
32 010 土木	100	100	100	100
工事の種類	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0文字／最大255文字 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0文字／最大255文字	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0文字／最大255文字 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0文字／最大255文字	0文字／最大200文字	0文字／最大200文字
土木一式工事				
32 011 プレ	50	50	50	50
工事の種類	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0文字／最大255文字 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0文字／最大255文字	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0文字／最大255文字 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0文字／最大255文字	0文字／最大200文字	0文字／最大200文字
プレストレストコンクリート構造物工事				

Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

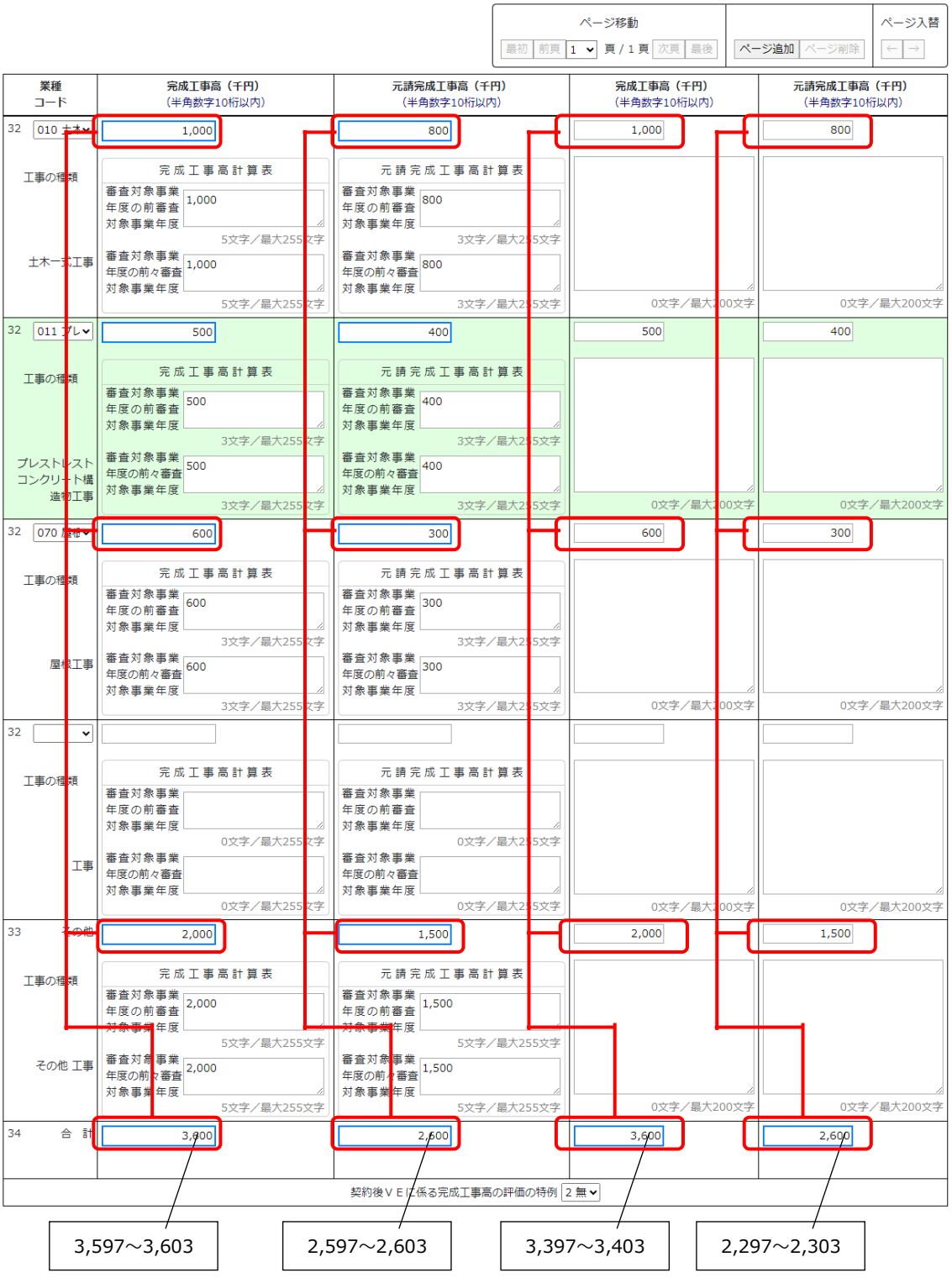
◎合計金額の整合性チェック

「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」および「審査対象事業年度」の各列に入力された、各行の業種（積み上げ業種）の「完成工事高」および「元請完成工事高」の合計金額（項番 34「合計」の値）を、任意の値に変更した時は整合性チェックを自動で行い、不整合が生じた場合はエラーとなります。

ただし、「個々の積み上げ業種の金額を合算」した際に生じうる誤差として、±（ｎ＋１）以内の誤差についてはエラー対象外となります。

※ｎ＋１＝すべてのページの項番 32 に入力した業種（内訳業種を除く）の数に、項番 33「その他」を加えた数

例）下図の通り、各業種（内訳業種を除く）に入力した値を正とした場合、項番 34「合計」に、合計値として入力できる値（エラーにならない値）の許容範囲は以下の通りです　→　積み上げ業種が２業種のため、±３以内を許容

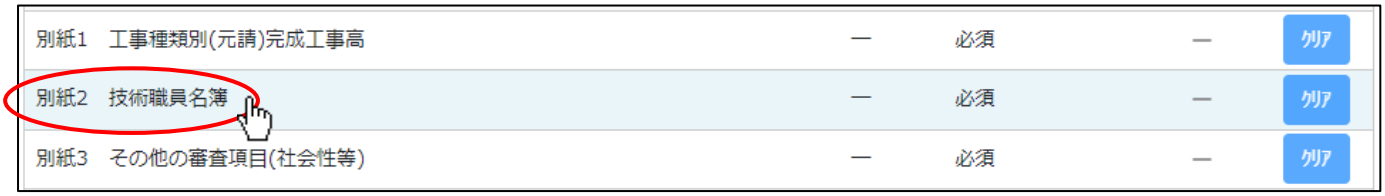


※この様式の入力単位は千円単位のみのため、「百万円単位の金額を、千円単位で入力する」場合を想定し、比較する値（各業種（内訳業種を除く）に入力した値の合計と、34「合計」の値）の双方が 1,000 で割り切れる時には、「入力した値を 1,000 で割った値」同士で整合性チェックが行われます

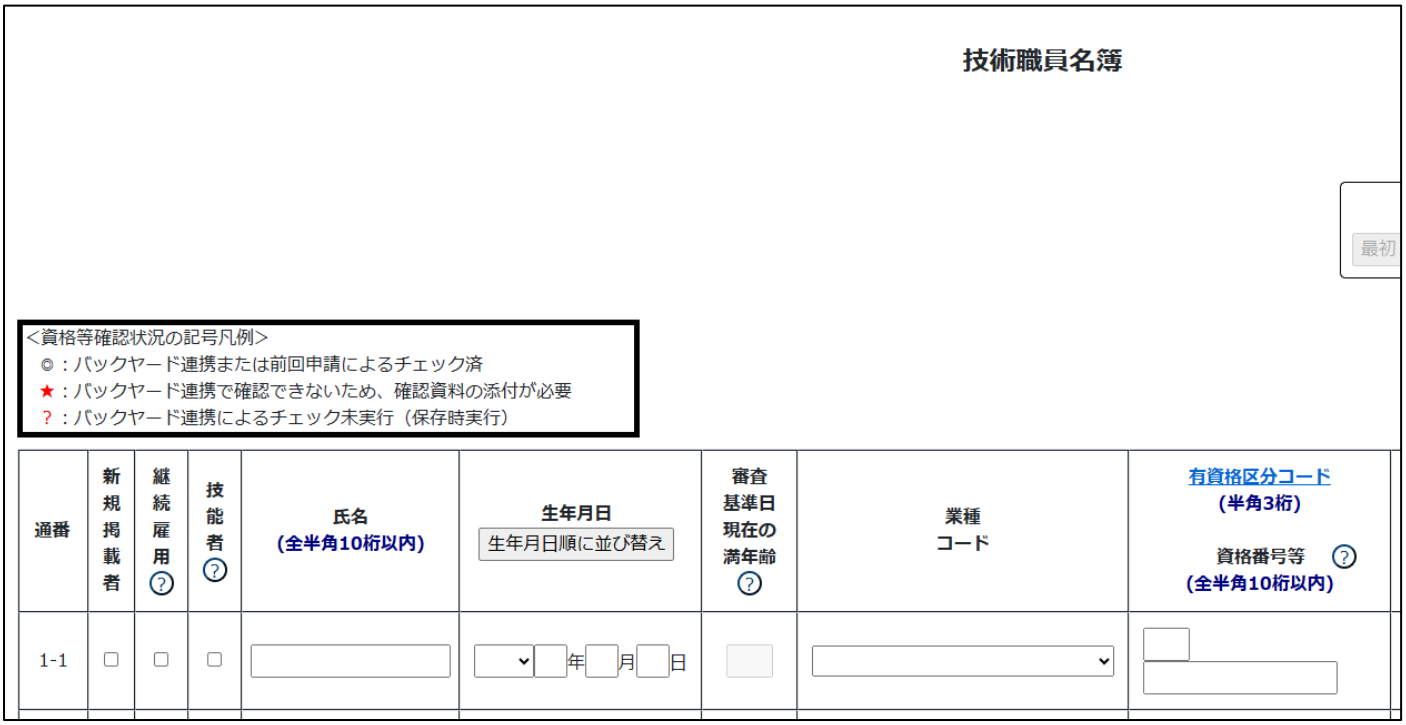
Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

様式第２５号の１４　別紙２：　技術職員名簿

①「申請・届出内容」画面の、「申請・届出書類」グリッド内、書類名「技術職員名簿」を押下してください。

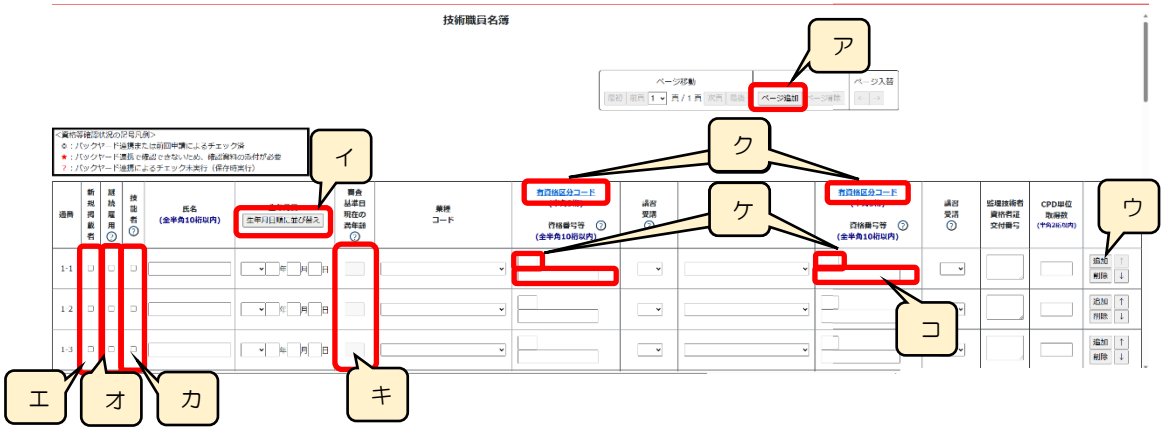


②「技術職員名簿」の入力画面が開きます。



Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

③新規入力する場合は、以下の要領をご参照ください。



ア.「ページ追加」ボタン　→押下すると、新たなページを追加します（技術職員を 31 名以上入力する場合に使用）

「ページ削除」ボタン　→押下すると、現在表示中のページを削除します

ページ入替「←」ボタン　→押下すると、現在表示中のページを 1 ページ繰り上げます（ページのソート順変更）

「→」ボタン　→押下すると、現在表示中のページを 1 ページ繰り下げます（ページのソート順変更）

イ.「生年月日順に並び替え」ボタン　→押下すると、技術職員の情報を入力した行を、生年月日順にソート順を変更します

※奇数回押下で昇順、偶数回押下で降順となります

※名簿が複数ページの場合は、全ページ通してソート順を変更します

ウ.「追加」ボタン　→押下すると、行（入力欄）が追加されます

「削除」ボタン　→押下すると、行（入力欄）が削除されます

「↑」ボタン　→押下すると、行の位置が一つ上に移動します（行のソート順変更）

「↓」ボタン　→押下すると、行の位置が一つ下に移動します（行のソート順変更）

エ.「新規掲載者」　→今回の申請で「技術職員名簿」に初めて記載する方に対して、チェックをONにします

オ.「継続雇用」　→チェックをONにした方の氏名・生年月日は、「技術職員名簿」の保存後に

「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」に自動的に反映します

カ.「技能者」　→チェックをONにした方の氏名・生年月日は、「技術職員名簿」の保存後に

「技能者名簿」内の「技術職員名簿から取込」ボタンを押下することで「技能者名簿」に反映します

キ.「審査基準日現在の満年齢」　システム　→入力した「生年月日」と、「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」にて設定した「審査基準日」から自動計算した満年齢が反映されます

※「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」が未作成の場合は、作成後に自動で更新（自動計算した満年齢が反映）されます

ク.「有資格区分コード」　→「有資格区分コード」の確認用リンクです

※「有資格区分」コード値（３桁英数字）の一覧表が掲載された、外部サイトに接続します

ケ. 該当する「有資格区分」のコード値（３桁英数字）を入力する項目です

※附則第４条該当の有資格区分コードは入力しないでください（保存時にエラーとなります）

コ.「有資格区分」のコード値が建設業法に基づく技術検定合格者の場合は検定合格番号を入力します

※該当する「有資格区分」のコード値 111、212、113、214、215、216、120、221、222、223、127、228、129、230、131、232、133、234、 11H、21J、21K、21L、12C、22D、12E、22F、12G、23A、13D、23E

※再審査の場合は入力不可となります

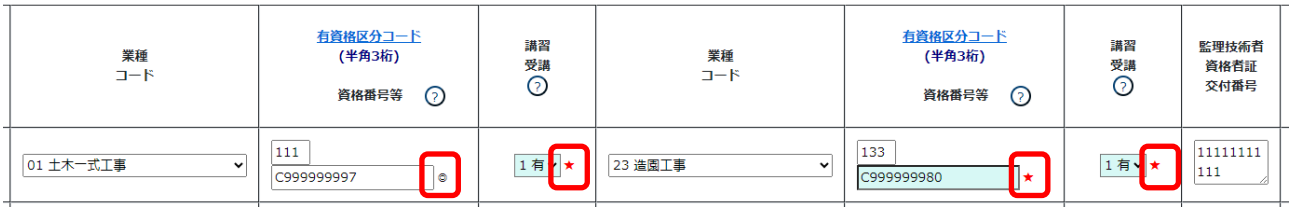
Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

④資格等の自動チェックについて

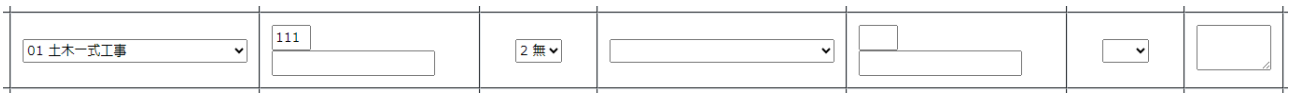
入力した「資格番号等」や「講習受講」の有無に対してシステムによる自動チェックが行われます。
自動チェックの内容については次ページ以降をご確認ください。

<資格等確認状況の記号凡例>
◎：バックヤード連携または前回申請によるチェック済
★：バックヤード連携で確認できないため、確認資料の添付が必要
？：バックヤード連携によるチェック未実行（保存時実行）

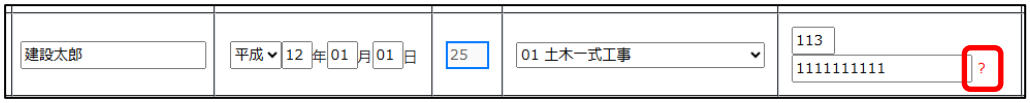
自動チェック実行後、「資格番号等」や「講習受講」の入力欄外にチェック結果を表す記号（「◎」または「★」）が表示されます。資格番号や講習受講の実績が自動チェックで確認できなかった場合は、「★」が表示されますので、資格の保有、講習の受講を確認できる資料を、「技術職員の資格等を証明する資料」に添付してください。



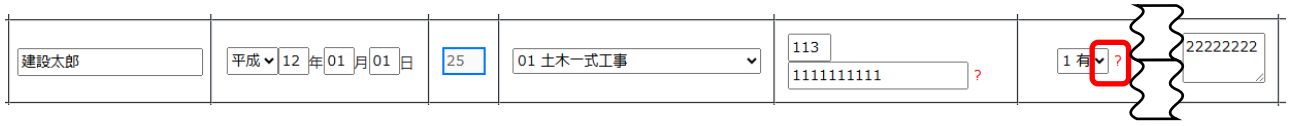
※未入力の「資格番号等」、未入力または「無」を選択した「講習受講」は自動チェック対象外となるため、記号は表示されません
「資格番号等」が未入力の技術職員については、資格の保有を確認できる資料を、「技術職員の資格等を証明する資料」に添付してください



※「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」にて「審査基準日」が設定済の場合、「氏名、生年月日、有資格区分、資格番号等」の入力完了後、フォーカスアウト（入力カーソルを別の項目に移動）した時に、「資格番号等」の欄外に「?」が表示されます



※「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」にて「審査基準日」が設定済の場合、「氏名、生年月日、監理技術者資格者証交付番号」の入力完了後および「講習受講」で「有」を選択後、フォーカスアウト（入力カーソルを別の項目に移動）した時に、「講習受講」の欄外に「?」が表示されます



Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

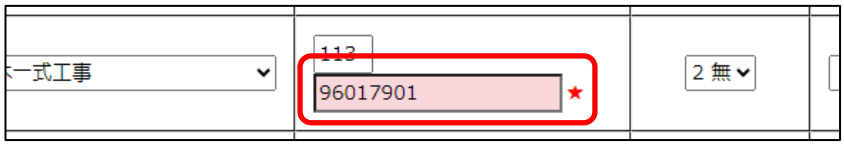
◎資格番号等の自動チェック

技術職員名簿に入力する技術職員の「資格番号等」について、バックヤード連携による自動チェックを行います。

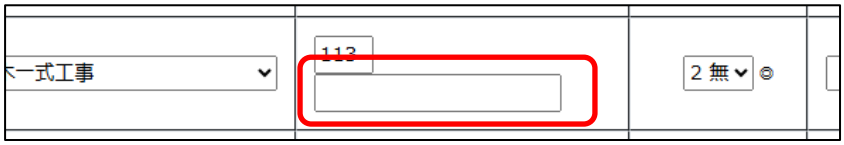
（チェックは「氏名、生年月日、有資格区分、資格番号等」の各項目を入力の上、「保存」ボタン押下後に実行されます）



チェック結果が NG の場合は、該当行の「資格番号等」が赤色または青色に変化し、欄外に「★」が表示されます。



「資格番号等」は未入力を許容しているため、未入力時はチェック対象外となります。（未入力の場合、色は変化しません）



「正しい資格番号を入力することができない」又は「入力すべき資格番号がないため未入力とする」場合は、その技術職員に関する「技術職員の資格等を証明する資料」を添付してください。

※審査基準日時点で合格している資格のみ有効です（資格番号等に紐付く合格年月日に基づき判定します）

※再審査の場合は、このチェックは行われません（「技術職員の資格等を証明する資料」の添付は任意となります）

◎監理技術者資格者証交付番号による、監理技術者講習受講有無の自動チェック

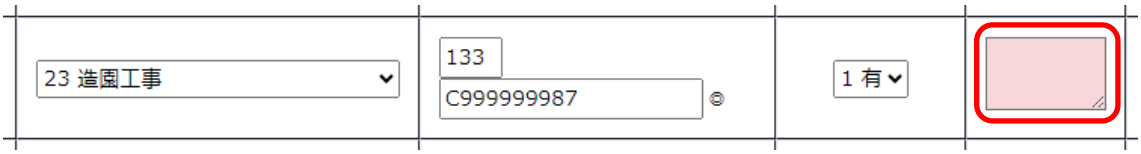
技術職員名簿で、講習受講「有」と入力した技術者について、監理技術者資格者証交付番号その他各情報を入力することで「監理技術者講習の受講有無」について、バックヤード連携による自動チェックを行います。

（チェックは「氏名、生年月日、業種コード、有資格区分コード、講習受講、監理技術者資格者証交付番号」各項目を入力の上、「保存」ボタン押下後に実行されます）



「講習受講」が「有」の技術職員について、監理技術者資格者証交付番号が未入力の場合は、エラーとなり「監理技術者資格者証交付番号」の入力項目が赤色に変化します。

このエラーを解消するためには、正しい監理技術者資格者証交付番号を入力してください。



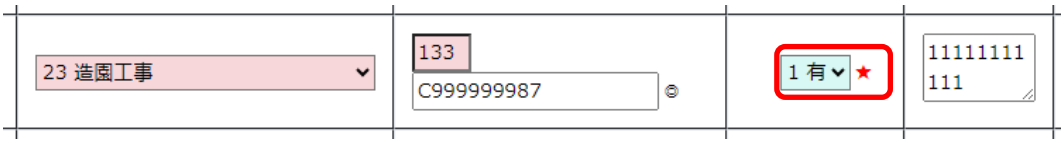
正しい監理技術者資格者証交付番号を入力することができない場合は、「監理技術者資格者証交付番号」の入力項目に入力できない事情（例：「番号紛失」「再交付申請中」等）を簡潔に入力した上で、その技術職員に関する「技術職員の資格等を証明する資料」を添付してください。

Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

「講習受講」が「有」の技術職員について、監理技術者資格者証交付番号に誤りがある場合は、エラーとなり「講習受講」「業種コード」「有資格区分コード」の入力項目が赤色に変化します。

また、「講習受講」の入力項目が青色に変化し、欄外に「★」が表示されます。

このエラーを解消するためには、正しい監理技術者資格者証交付番号を入力してください。



正しい監理技術者資格者証交付番号を入力することができない場合は、入力した監理技術者資格者証交付番号を消さずにその技術職員に関する「技術職員の資格等を証明する資料」を添付してください。

※再審査の場合は、このチェックは行われません（「技術職員の資格等を証明する資料」の添付は任意となります）

すべての技術者に対して、上記二つの自動チェックによる連携結果が OK となった場合のみ、「技術職員の資格等を証明する資料」の添付が不要となります、

連携結果が NG となった技術職員が一人でも含まれている場合は、その技術職員に関する「技術職員の資格等を証明する資料」を添付してください。（技術職員全員分の資料を添付する必要はありません）

<table>
<tr><th>入力状態</th><th>連携結果</th><th>JCIP 画面</th><th>エラー・ワーニングメッセージ</th><th>技術職員の資格等を証明する資料</th><th>申請・届出送信</th></tr>
<tr><td>入力された対象者すべて、連携 OK</td><td>OK</td><td>なし</td><td>なし

※「３年又は５年の実務経験を必要とする業種コード」又は「一部の有資格区分コード」を入力した場合は、ワーニングが残る場合があります</td><td>添付不要

※後述のケースで、添付が必要になる場合があります</td><td>可</td></tr>
<tr><td rowspan="3">入力された対象者の中に、連携 NG の方が含まれている</td><td rowspan="3">NG</td><td rowspan="2">ワーニング</td><td rowspan="2">【資格番号が NG】
（n ページ目）（n 行目）資格番号 a の資格情報が確認できません。
－－－－－－－－－－－－－－－
【受講「有」で交付番号が NG】
（n ページ目）（n 行目）講習受講 a の講習受講が確認できません。
－－－－－－－－－－－－－－－
【受講「有」で交付番号未入力】
監理技術者資格者証交付番号は入力されていません。</td><td>添付あり</td><td>可</td></tr>
<tr><td rowspan="2">添付なし</td><td rowspan="2">不可</td></tr>
<tr><td>エラー</td><td>必要書類がアップロードされていません。</td></tr>
</table>

→　連携結果 OK：「技術職員の資格等を証明する資料」の添付が不要となります

→　連携結果ＮＧ：対象者の「技術職員の資格等を証明する資料」の添付が必要です（未添付はエラーとなり送信不可）

※「技術職員の資格等を証明する資料」を添付しても、資格番号の連携結果がＮＧのままの場合ワーニングは解消しませんが、送信は可能です

Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

◎３年又は５年の実務経験を必要とする業種コードに対する自動チェック

３年又は５年の実務経験を必要とする業種コード（有資格区分コード一覧で、数字の横に「※」又は「○」があるもの）を入力した場合、他の項目の入力内容に関わらず、保存ボタン押下時の自動チェックによりワーニング（「実務経験証明書が必要な有資格区分です。入力された氏名、生年月日、検定合格番号の確認ができた場合でも実務経験を証明する書類が必要です。」）となります。

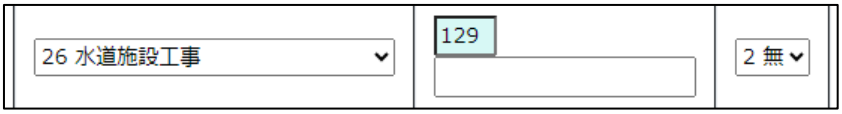
※「実務経験を証明する書類」は、確認書類「技術職員の資格等を証明する資料」として添付してください

※再審査の場合は、このチェックは行われません（「実務経験を証明する書類」の添付は任意となります）

コード			建設業の種類																				
			土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防
１１３	１級土木施工管理技士		5	5			1※	5	5	5	1※			1※	5	5	1※	5	5			5	1※
１１Ｈ	１級土木施工管理技士補						1※	1※	1※	1※	1※			1※			1※		1※			1※	1※
２１４	２級土木施工管理技士	種別 土木	2	2			1○	2	2	2	1○			1○	2	2	1○	2	2			1○	1○
２１Ｊ	２級土木施工管理技士補	種別 土木					1○	1○	1○	1○	1○			1○			1○		1○			1○	1○
２１５	２級土木施工管理技士	種別 鋼構造物塗装					1○	1○	1○	1○	1○			1○			1○		1○			2	1○
２１Ｋ	２級土木施工管理技士補	種別 鋼構造物塗装					1○	1○	1○	1○	1○			1○			1○		1○			1○	1○
２１６	２級土木施工管理技士	種別 薬液注入					1○	2	2	1○	1○			1○			1○		1○			1○	1○
２１Ｌ	２級土木施工管理技士補	種別 薬液注入					1○	1○	1○	1○	1○			1○			1○		1○			1○	1○



自動チェック後、ワーニング該当行の入力箇所（有資格区分コード）が青色に変化します。



Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

◎一部の有資格区分コードに対する自動チェック

業種コード「29 解体工事」に対し、一部の有資格区分コード（113、214、120、221、222、141、142、157、257）が入力されている場合、保存ボタン押下時の自動チェックによりワーニング（「合格年月日により解体工事の実務経験を証明する書類が必要となる場合があります。」）となります。

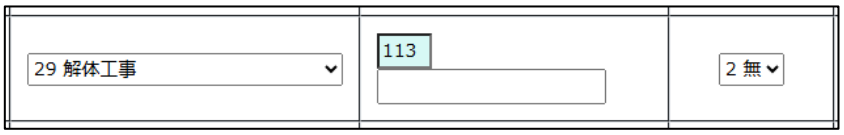
※「解体工事の実務経験を証明する書類」は、確認書類「技術職員の資格等を証明する資料」として添付してください

※再審査の場合は、このチェックは行われません（「解体工事の実務経験を証明する書類」の添付は任意となります）

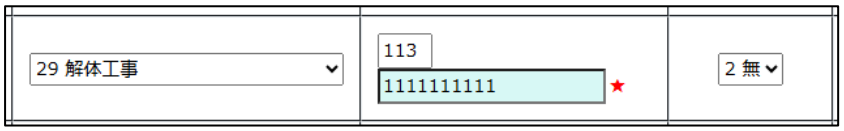
コード				園	井	具	水	消	清	解
113	1級土木施工管理技士				1※		5		1※	5
214	2級土木施工管理技士	種別	土木		1○		2		1○	2
120	1級建築施工管理技士					5	1※	1※	1※	5
221	2級建築施工管理技士	種別	建築			1○	1○	1○	1○	2
222			躯体			1○	1○	1○	1○	2
141	建設・総合技術監理（建設）			5						5
142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）			5						5
157	とび・とび工（1級）									2
257	とび・とび工（2級）									1



自動チェック後、ワーニング該当行の「資格番号等」の列に以下の変化が生じます。



→　資格番号等が未入力の場合は、有資格区分コードの入力欄が青色に変化



→　資格番号等が入力されている場合は、資格番号等の入力欄が青色に変化し、欄外に「★」が表示

なお、上記の業種コードと有資格区分コードが入力されている時に、「資格番号等」に入力した資格番号等（合格番号）が正しい番号（バックヤード連携によるチェック結果がOK）であっても、その番号の合格年度が平成27年度以前の場合は、別のワーニング（「解体工事の実務経験を証明する書類が必要です。」）となります。

※資格番号等（合格番号）の合格年度は、該当桁をご確認ください（該当桁が「15」以下＝平成27年度以前）

※「解体工事の実務経験を証明する書類」は、確認書類「技術職員の資格等を証明する資料」として添付してください

※再審査の場合は、このチェックは行われません（「解体工事の実務経験を証明する書類」の添付は任意となります）

Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

◎前回申請内容とのチェック～資格番号等の入力省略機能

今回の申請において「通知書発行済となった JCIP での前回申請」と同じ技術職員情報が入力されている時には、該当する有資格区分にかかる資格番号等の欄は「前回確認済」と入力された状態となります。（システムによる自動入力）

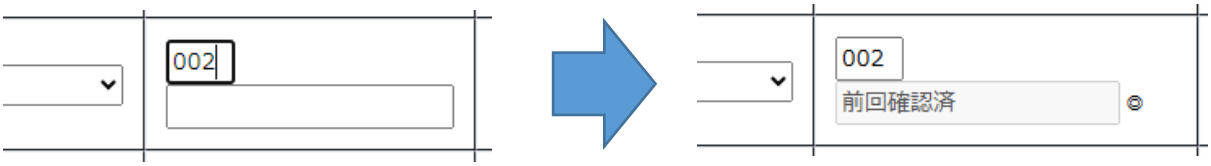
ただし、本機能が実行される有資格区分コードは以下のコードに限定されます。
また、「前回と同じ技術職員」を判定するための確認対象データは、有資格区分コードによって異なります。

有資格区分コード		実務経験	確認対象データ
実務経験に基づく有資格区分	001, 002	要	氏名、生年月日、有資格区分コード、業種（+その業種の般／特）
建設業法（技術検定）に基づく有資格区分	111～133, 13D, 212～234, 23A, 23E	要	氏名、生年月日、有資格区分コード、業種（+その業種の般／特）
		不要	氏名、生年月日、有資格区分コード

なお、前回申請内容とのチェックが行われるタイミングは、操作方法によって異なります。

◆画面上で入力する場合

技術職員の「氏名、生年月日、有資格区分」の入力完了後、フォーカスアウト（入力カーソルを別の項目に移動）した時に、「資格番号等」の入力欄に「前回確認済」と自動入力され、欄外に「◎」が表示されます。



◆「前回申請取込」機能を利用した場合

「前回の申請を取り込む」ボタン押下～取り込みの処理が完了した時に、「資格番号等」の入力欄には「前回確認済」と入力されており、欄外に「◎」が表示されています。

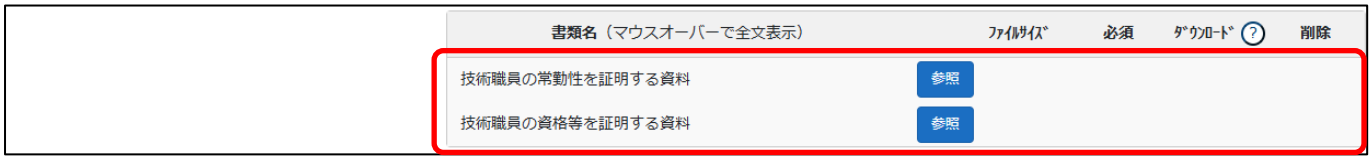


◆「申請書類データの取込」機能を利用した場合

「申請書類データの取込」ボタン押下～取り込みの処理が完了した後で、「技術職員名簿」画面を表示した時に、「資格番号等」の入力欄には「前回確認済」と入力されており、欄外に「◎」が表示されています。



なお、前回申請時に入力した有資格区分が今回の審査基準日時点で廃止されている時は、「前回確認済」となった場合であっても「保存」ボタン押下時にエラーとなります。



確認書類を添付する手順は、以下の章をご参照ください。

※再審査の場合は「技術職員名簿」の入力内容に関わらず添付任意となります

【参考】３．２．８．３．様式に関する確認書類の添付

Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

様式第２５号の１４　別紙３：　その他の審査項目（社会性等）

①「申請・届出内容」画面の、「申請・届出書類」グリッド内、書類名「その他の審査項目（社会性等）」を押下してください。

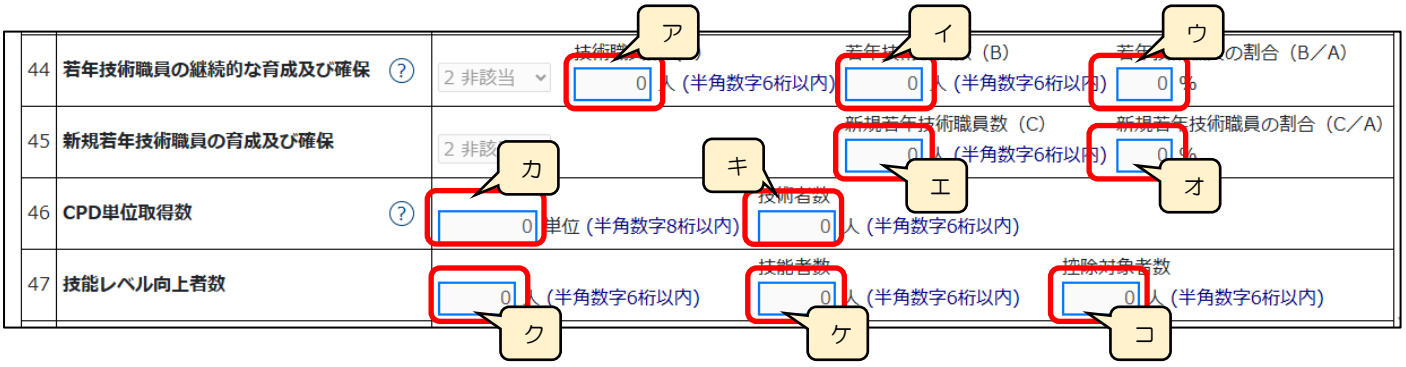


②「その他の審査項目（社会性等）」の入力画面が開きます。



Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

③新規入力する場合は、以下の要領をご参照ください。（JCIP の自動処理により、既に値が入力されている項目があります）



「44　若年技術職員の継続的な育成及び確保」　システム　→「別紙２　技術職員名簿」に入力した情報を元に、以下の値を自動的に合算・反映します（値は変更不可）。

ア．技術職員数　→技術職員名簿に入力した、すべての技術職員の合計人数

イ．若年技術職員数　→技術職員名簿に入力した、「審査基準日現在の満年齢」が 35 歳未満の技術職員の合計人数

ウ．若年技術職員数の割合　→自動計算結果（イ／ア）

「45　新規若年技術職員の育成及び確保」　システム　→「別紙２　技術職員名簿」に入力した情報を元に、以下の値を自動的に合算・反映します（値は変更不可）。

エ．新規若年技術職員数　→技術職員名簿に入力した、「審査基準日現在の満年齢」が 35 歳未満で、「新規掲載者」チェックが ON の技術職員の合計人数

オ．新規若年技術職員数の割合　→自動計算結果（エ／ア）

「46　CPD 単位取得数」　システム　→「別紙２　技術職員名簿」に入力した「CPD 単位取得数」及び「様式第４号　CPD 単位を取得した技術者名簿」に入力した「CPD 単位」を元に、以下の値を自動的に合算・反映します（値は変更不可）。

カ．CPD 単位取得数　→すべての CPD 単位取得技術者の、CPD 単位取得数の合計数

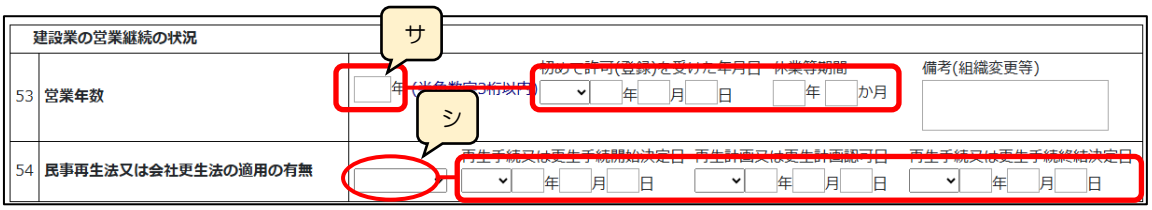
キ．技術者数　→技術職員名簿と、CPD 単位を取得した技術者名簿に入力した合計人数

「47　技能レベル向上者数」　システム　→「様式第５号　技能者名簿」に入力した情報を元に、以下の値を自動的に合算・反映します（値は変更不可）。

ク．技能レベル向上者数　→技能者名簿に入力した、「レベル向上の有無」チェックが ON の技能者の合計人数

ケ．技能者数　→技能者名簿に入力した、すべての技能者の合計人数

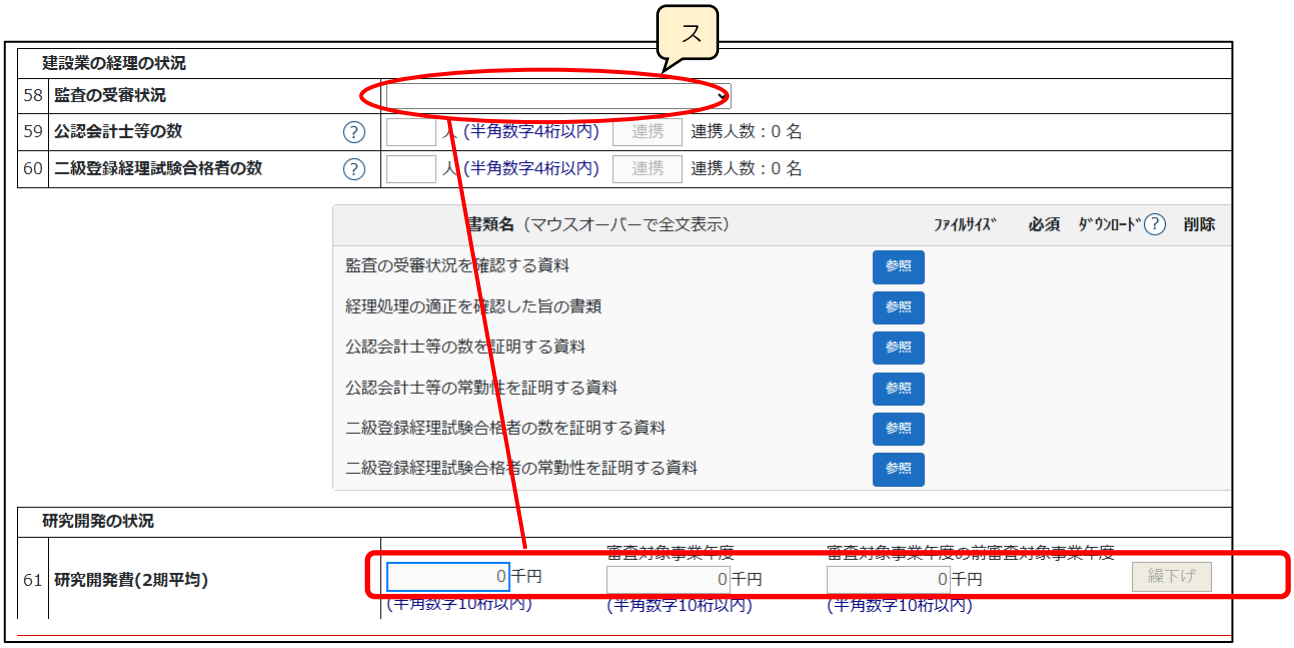
コ．控除対象者数　→技能者名簿に入力した、「控除対象」チェックが ON の技能者の合計人数



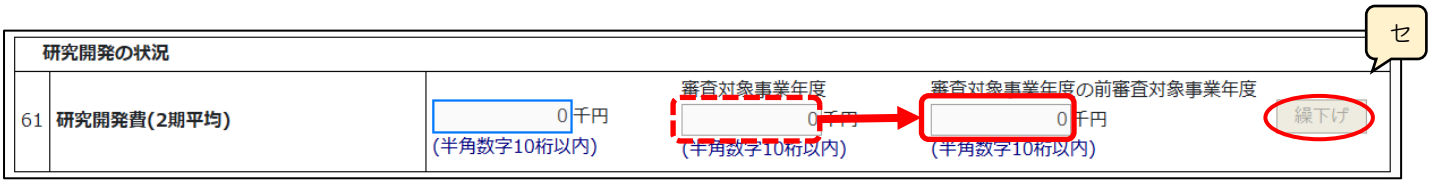
サ．「53　営業年数」　システム　→「初めて許可（登録）を受けた年月日」に入力した日付から、「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」に入力した審査基準日までの期間に対して「休業等期間」に入力した期間を差し引いた年数を自動的に反映します（任意の値に変更可能）

シ．「54　民事再生法又は会社更生法の適用の有無」　→「１　有」を選択した場合、各項目が活性化し、入力必須となります
それ以外を選択した場合は、各項目は非活性となります

Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

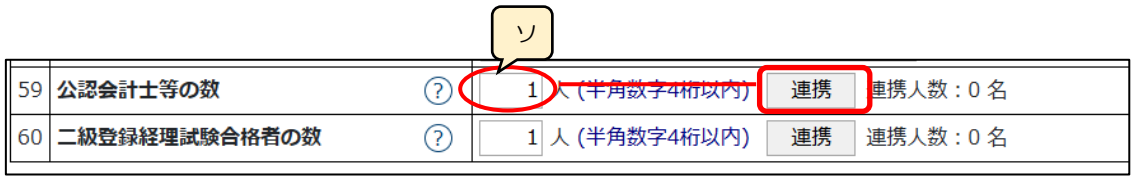


ス.「58　監査の受審状況」　→「1　会計監査人の設置」を選択した場合、「61　研究開発費（2 期平均)」の各項目が活性化し、
入力必須となります
それ以外を選択した場合は、「61　研究開発費（2 期平均)」の各項目は非活性となります



セ.「繰下げ」ボタン　→押下すると、「審査対象事業年度」の値を、「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」に移動します。

Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

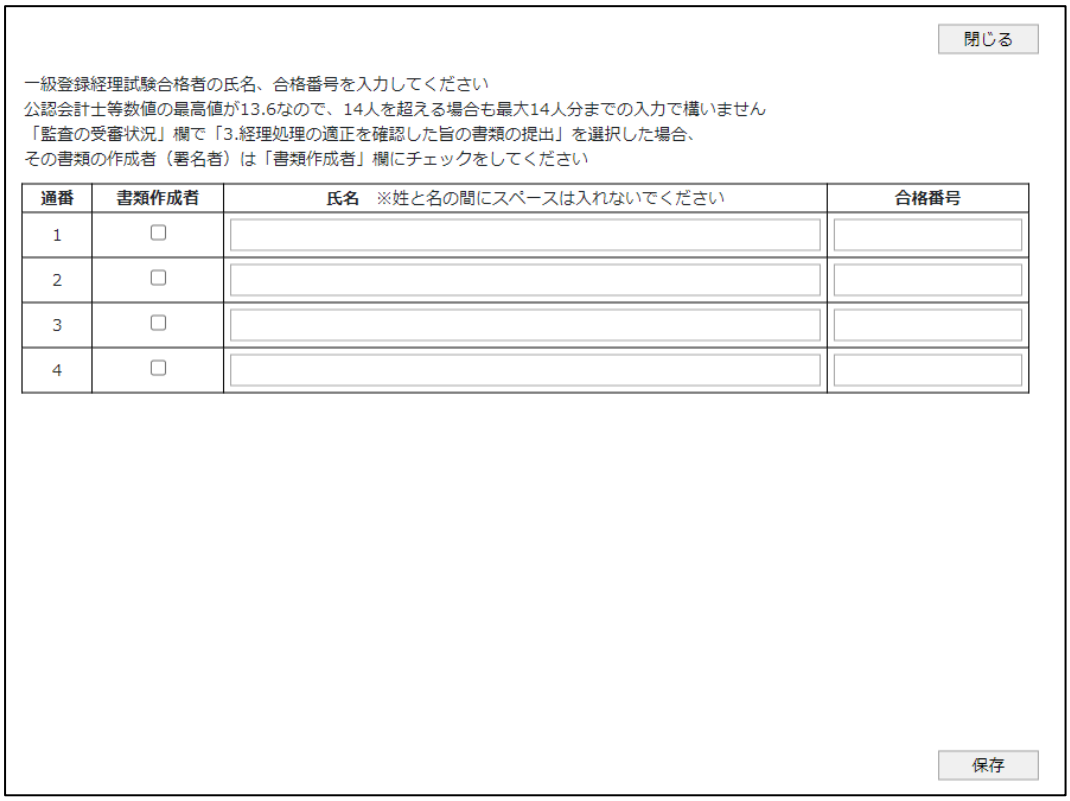


ソ.「59　公認会計士等の数」　→人数を入力すると「連携」ボタンが活性化します。

※再審査の場合、「連携」ボタンは使用不可（氏名・合格番号の入力は不要）

「連携」ボタンを押下すると、以下の画面が表示されます。

※入力した人数に応じて画面上に表示される行数が変動します（最大 14 行）

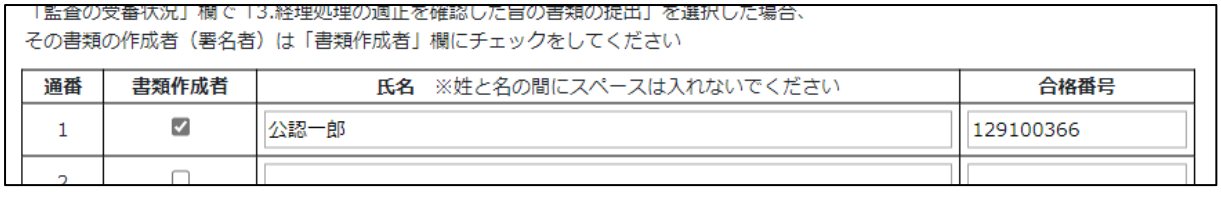


◎バックヤード連携による「合格証明書番号」チェック

一級登録経理試験合格者の情報（氏名、合格証明書番号）を入力することで、確認書類（公認会計士等の数を証明する資料）の添付を省略することができます。

①一級登録経理試験合格者の氏名、合格証明書番号を、人数分すべて入力してください。

※「58　監査の受審状況」で「３　経理処理の適正を確認した旨の書類の提出」を選択した場合は、当該書類を作成した一級登録経理試験合格者の「書類作成者」チェックを ON にしてください。



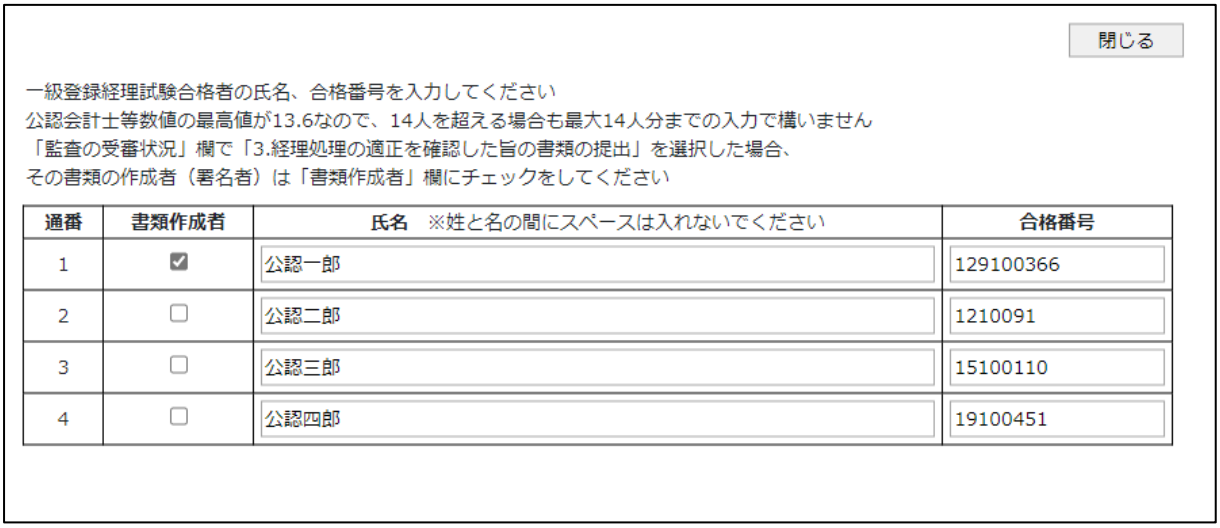
②入力後、画面右下の「保存」ボタンを押下してください。「合格証明書番号」のチェックが実行されます。

（番号の正誤および、加点に必要な講習が受講済であることを判定）

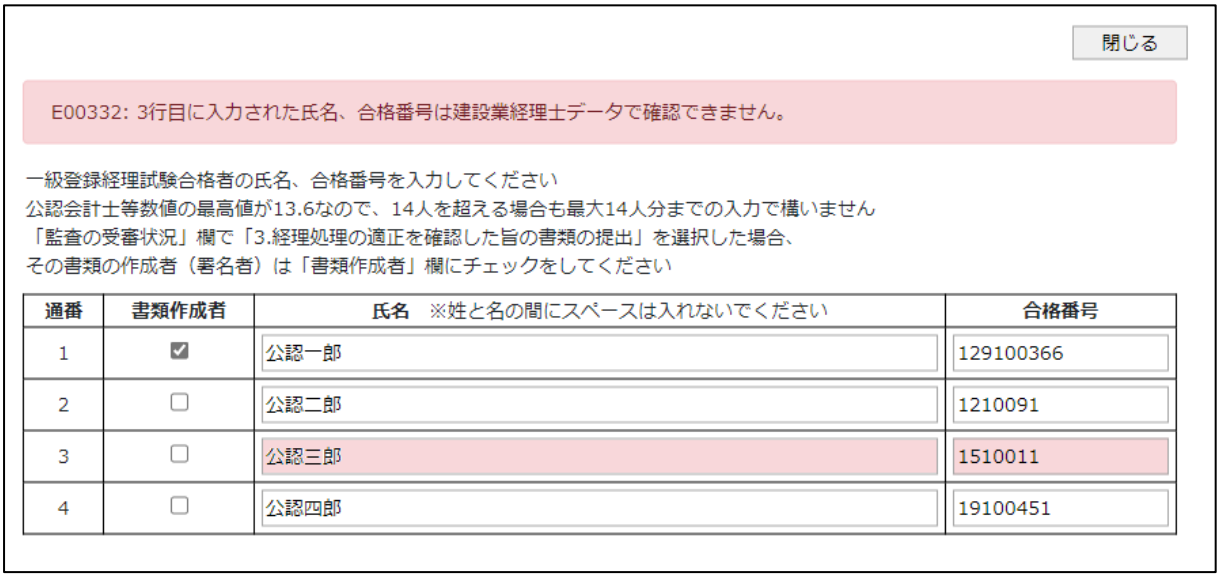


Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

③チェック実行後エラーが表示されなければ、入力した一級登録経理試験合格者の情報が人数分すべて OK となり、その方に関する確認書類「公認会計士等の数を証明する資料」の添付は不要となります。



④チェックの結果、ひとつでも NG の情報が含まれていると、以下のエラーが表示されます。
この場合は、NG となった方を削除した上で、その方に関する「公認会計士等の数を証明する資料」を添付してください。
（一級登録経理試験合格者全員分の資料を添付する必要はありません）

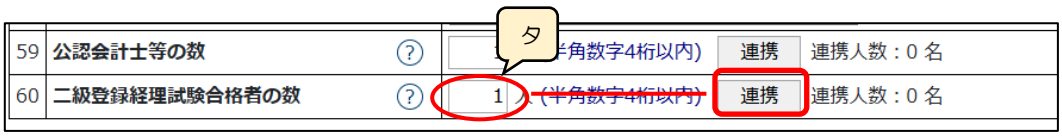




⑤一級登録経理試験合格者情報の編集や、添付資料の変更を行った場合は、必ず画面右下の「保存」ボタンを押下してください。



Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

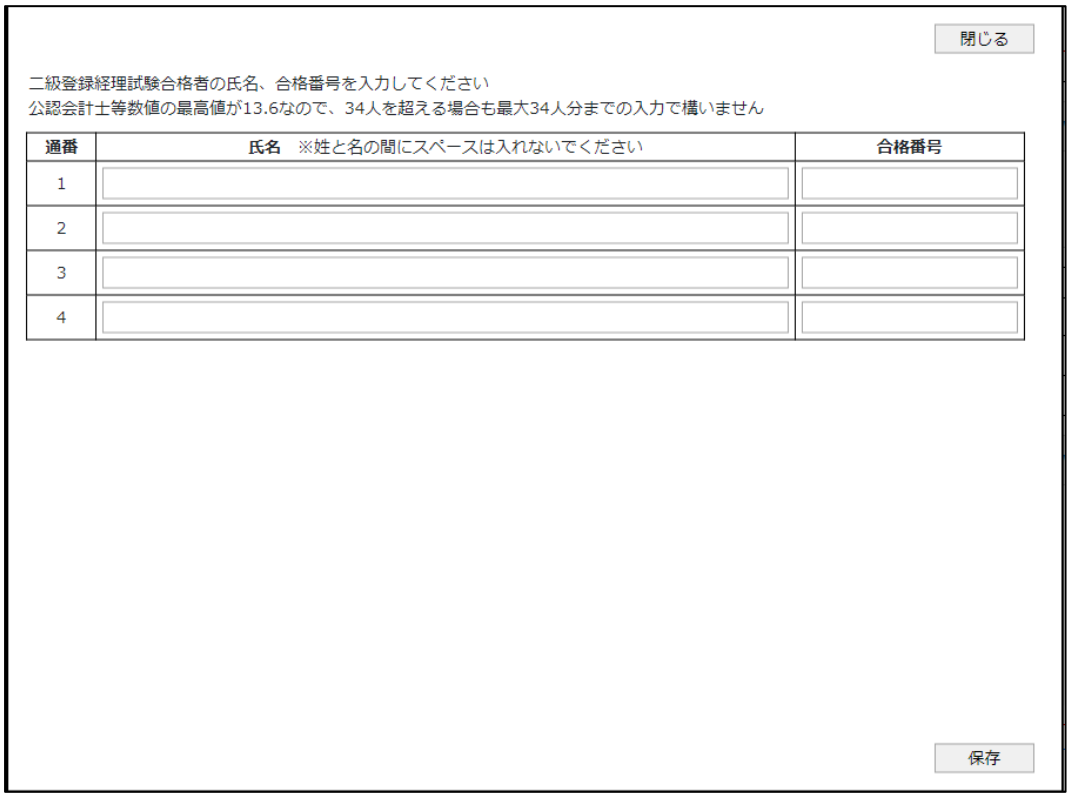


タ.「60　二級登録経理試験合格者の数」　→人数を入力すると「連携」ボタンが活性化します。

※再審査の場合、「連携」ボタンは使用不可（氏名・合格番号の入力は不要）

「連携」ボタンを押下すると、以下の画面が表示されます。

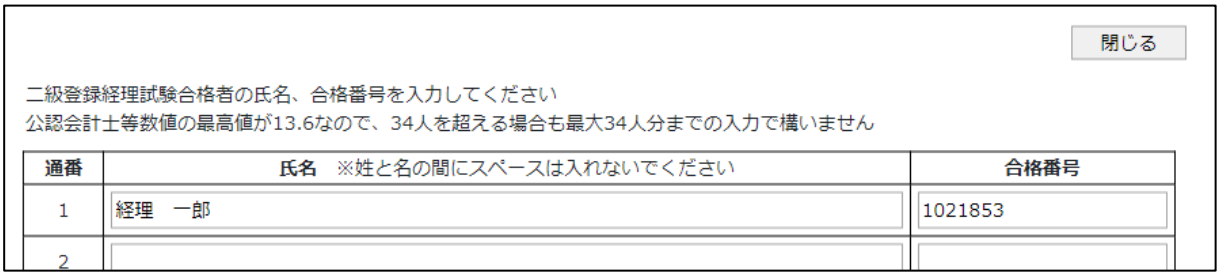
※入力した人数に応じて画面上に表示される行数が変動します（最大 34 行）



◎バックヤード連携による「合格証明書番号」チェック

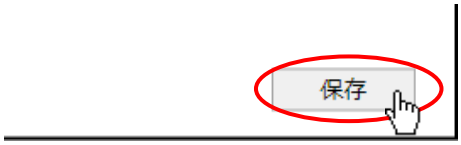
二級登録経理試験合格者の情報（氏名、合格証明書番号）を入力することで、確認書類（二級登録経理試験合格者の数を証明する資料）の添付を省略することができます。

①二級登録経理試験合格者の氏名、合格証明書番号を、人数分すべて入力してください。



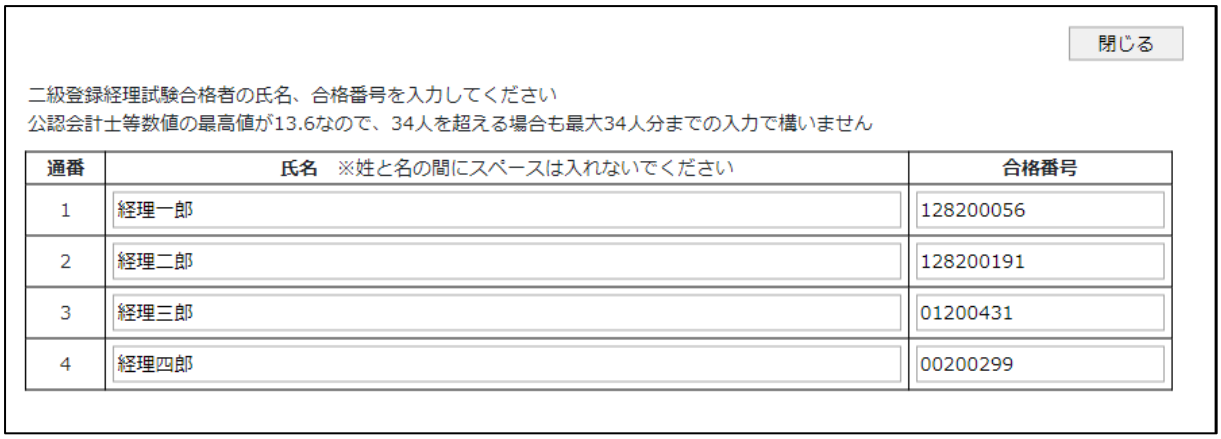
②入力後、画面右下の「保存」ボタンを押下してください。「合格証明書番号」のチェックが実行されます。

（番号の正誤および、加点に必要な講習が受講済であることを判定）

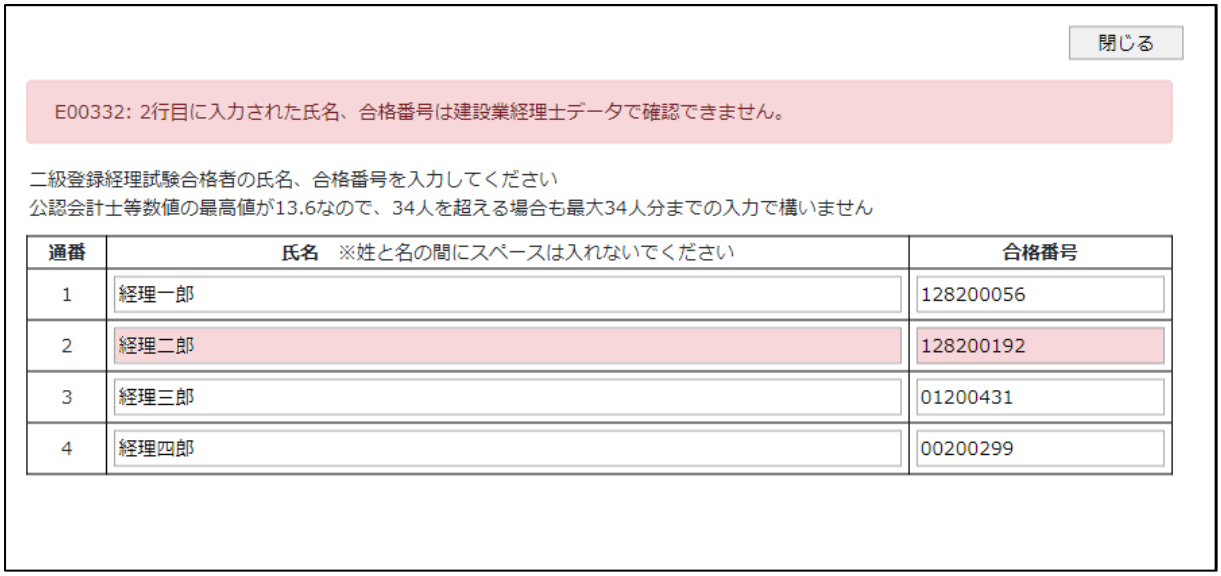


Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

③チェック実行後エラーが表示されなければ、入力した二級登録経理試験合格者の情報が人数分すべて OK となります。
確認書類「二級登録経理試験合格者の数を証明する資料」の添付は不要となります。

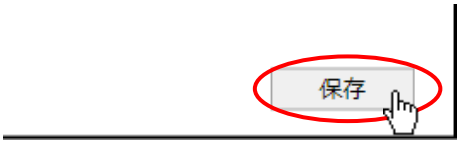


④チェックの結果、ひとつでも NG の情報が含まれていると、以下のエラーが表示されます。
この場合は、NG となった方を削除した上で、その方に関する「二級登録経理試験合格者の数を証明する資料」を添付してください。（二級登録経理試験合格者全員分の資料を添付する必要はありません）



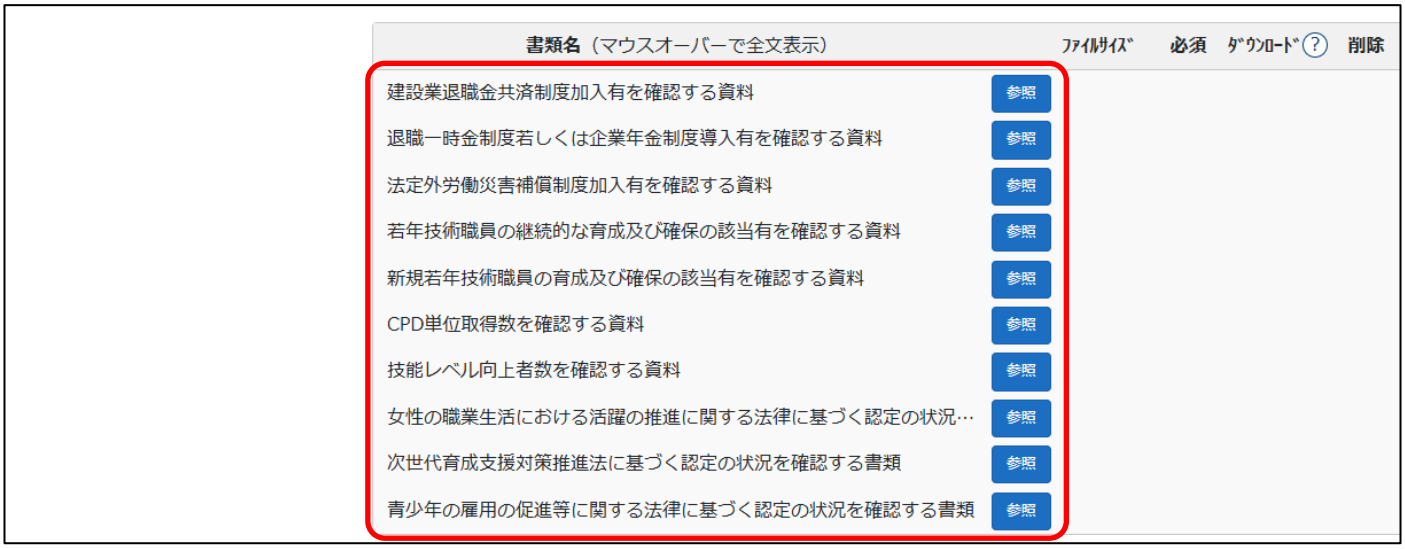


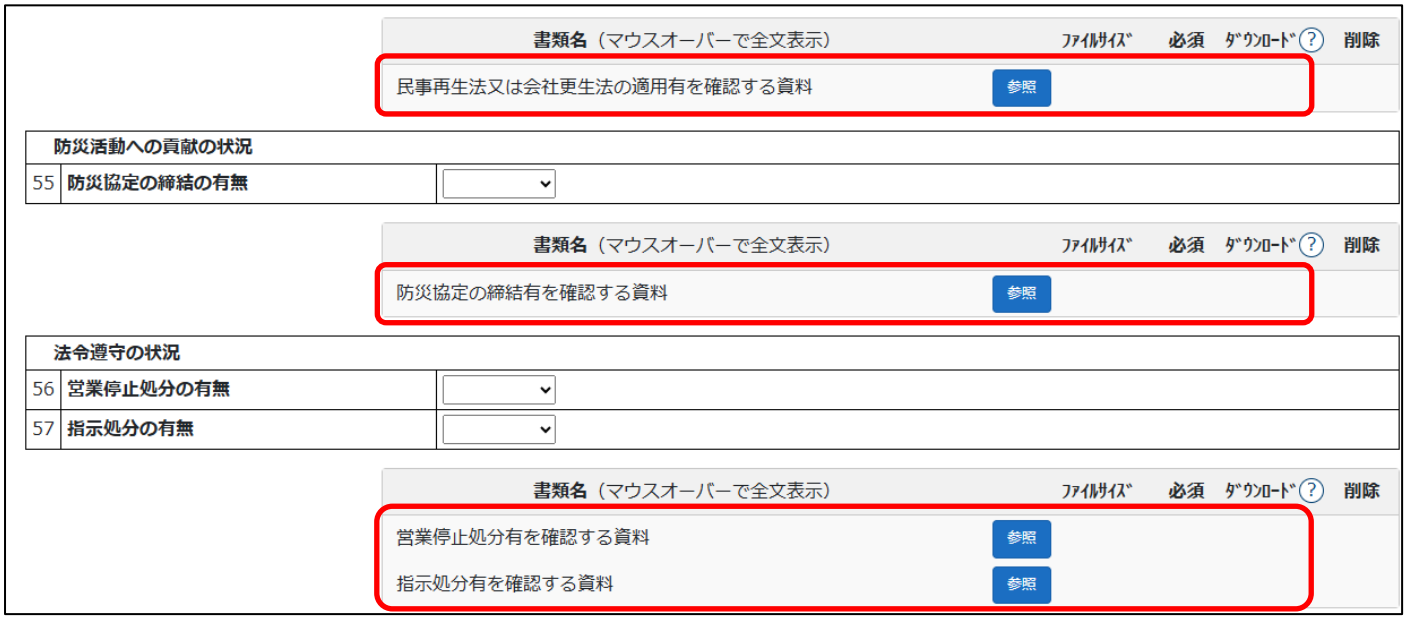
⑤二級登録経理試験合格者情報の編集や、添付資料の変更を行った場合は、必ず画面右下の「保存」ボタンを押下してください。

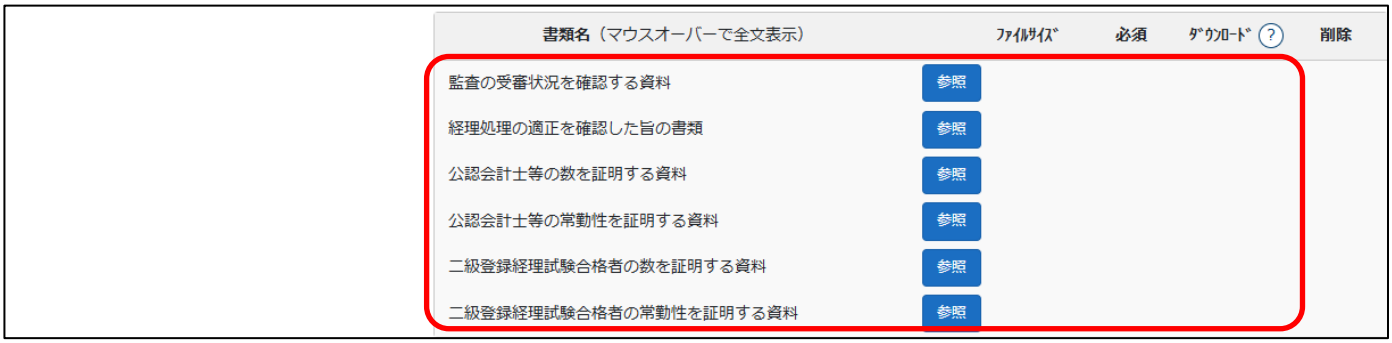


Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

◆「その他の審査項目（社会性等）」確認書類







Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.



確認書類を添付する手順は、以下の章をご参照ください。

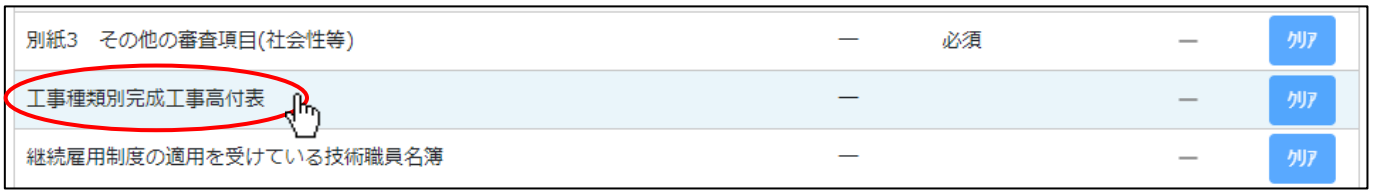
※再審査の場合は「その他の審査項目（社会性等）」の入力内容に関わらず添付任意となります

【参考】３．２．８．３．様式に関する確認書類の添付

Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

経営事項審査の事務取扱い　様式第１号：　工事種類別完成工事高付表

①「申請・届出内容」画面の、「申請・届出書類」グリッド内、書類名「工事種類別完成工事高付表」を押下してください。



②「工事種類別完成工事高付表」の入力画面が開きます。



Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

③新規入力する場合は、以下の要領をご参照ください。（JCIP の自動処理により、既に値が入力されている項目があります）



【本人申請】

ア．申請者の住所　GビズID　→「所在地」として登録した情報が反映されます

イ．申請者の法人名／屋号　GビズID　→「法人名／屋号」として登録した情報が反映されます

ウ．申請者の氏名　GビズID　→「代表者名」として登録した情報が反映されます

エ．代理人の住所　→表示されません

オ．代理人の氏名　→表示されません

【代理申請】

ア．申請者の住所　システム　→委任状で設定した、委任者の「所在地」が反映されます

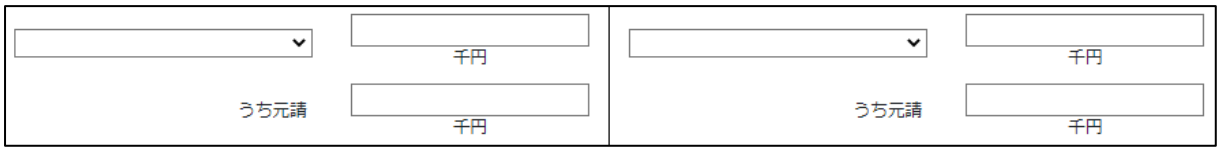
イ．申請者の法人名／屋号　システム　→委任状で設定した、委任者の「商号名称」が反映されます

ウ．申請者の氏名　システム　→委任状で設定した、委任者の「代表者又は個人の氏名」が反映されます

エ．代理人の住所　システム　→委任状に設定した、代理人の「住所」が反映されます

オ．代理人の氏名　システム　→委任状に設定した、代理人の「氏名」が反映されます

カ．「行追加」ボタン、「行削除」ボタン　→「審査対象事業年度」の入力項目行（下図）を、追加、又は削除します



※画面下方「前審査対象事業年度」及び「前々審査対象事業年度」の「行追加」ボタン、「行削除」ボタンも同様にその事業年度の入力項目行を追加、削除します

キ．「審査対象事業年度」の年月日（自・至）　→相関関係に誤りがある場合（例：「自」が「至」より過去日付）はエラーとなります

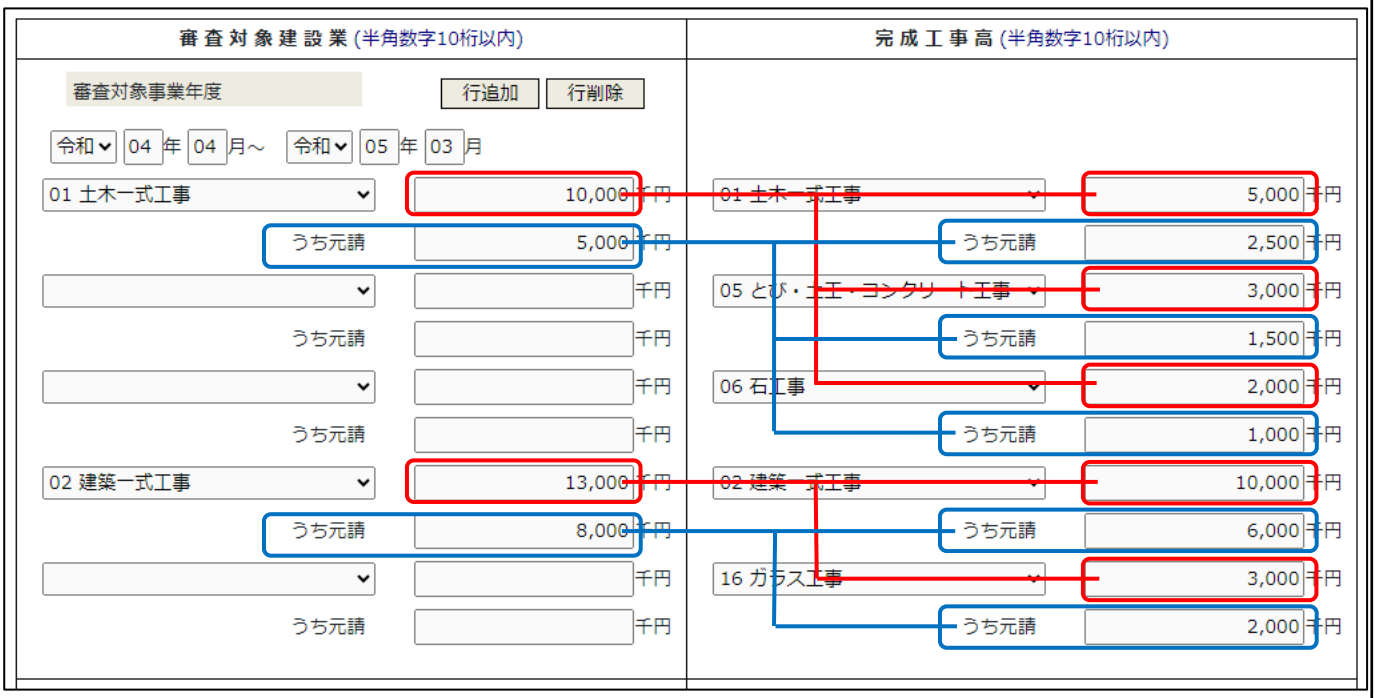
Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

◎完成工事高の整合性チェック

「審査対象建設業」の欄に入力された業種毎の「完成工事高」および「元請完成工事高」と、「完成工事高」の欄に入力された業種（積み上げ業種）の「完成工事高」合算値および「元請完成工事高」合算値との整合性チェックを自動で行い、不整合が生じた場合はエラーとなります。

ただし、「完成工事高の欄に入力された個々の積み上げ業種の金額を合算」した際に生じうる誤差として、±ｎ以内の誤差についてはエラー対象外となります。

※ｎ＝「審査対象建設業」の欄に入力した業種に対して、「完成工事高」の欄に入力する積み上げ業種の数



例）上図の通り、様式右側（完成工事高の欄の積み上げ業種）に入力した値を正とした場合は、

様式左側に入力できる値（エラーにならない値）の許容範囲は以下の通りです

01 土木一式工事　→積み上げ業種が３業種のため、±３以内を許容

完成工事高 = 9,997　～　10,003

元請完成工事高 = 4,997　～　5,003

02 建築一式工事　→積み上げ業種が２業種のため、±２以内を許容

完成工事高 = 12,998　～　13,002

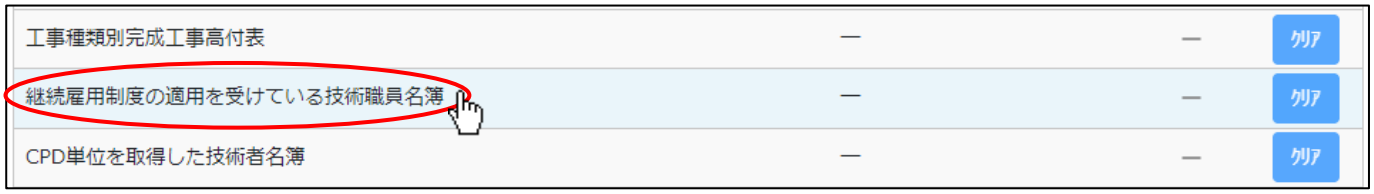
元請完成工事高 = 7,998　～　8,002

※この様式の入力単位は千円単位のみのため、「百万円単位の金額を、千円単位で入力する」場合を想定し、比較する値（「審査対象建設業」の欄の値と、「完成工事高」の欄の積み上げ業種に入力した値の合計）の双方が 1,000 で割り切れる時には、「入力した値を 1,000 で割った値」同士で整合性チェックが行われます

Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

経営事項審査の事務取扱い　様式第３号：　継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

①「申請・届出内容」画面の、「申請・届出書類」グリッド内、書類名「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」を押下してください。



②「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」の入力画面が開きます。



Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

③新規入力する場合は、以下の要領をご参照ください。（JCIP の自動処理により、すべての値が入力されている項目があります）



ア．申請先　システム　→「申請・届出選択」画面で選択した行政庁が反映されます
（国土交通大臣許可の場合は、入力内容により自動判定されます）

【本人申請】
イ．申請者の住所　GビズID　→「所在地」として登録した情報が反映されます
ウ．申請者の法人名／屋号　GビズID　→「法人名／屋号」として登録した情報が反映されます
エ．申請者の氏名　GビズID　→「代表者名」として登録した情報が反映されます
オ．代理人の住所　→表示されません
カ．代理人の氏名　→表示されません

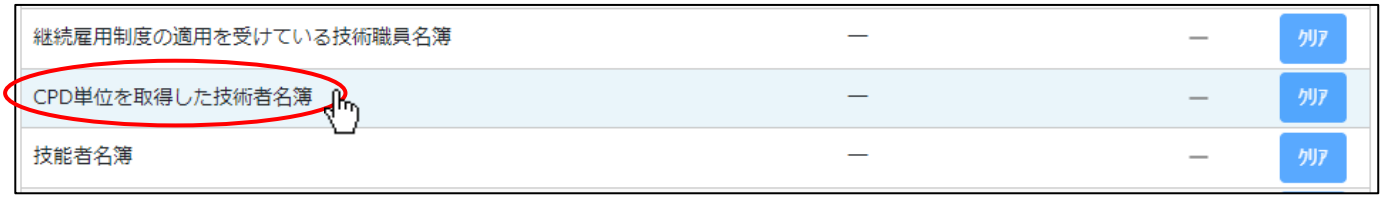
【代理申請】
イ．申請者の住所　システム　→委任状で設定した、委任者の「所在地」が反映されます
ウ．申請者の法人名／屋号　システム　→委任状で設定した、委任者の「商号名称」が反映されます
エ．申請者の氏名　システム　→委任状で設定した、委任者の「代表者又は個人の氏名」が反映されます
オ．代理人の住所　システム　→委任状に設定した、代理人の「住所」が反映されます
カ．代理人の氏名　システム　→委任状に設定した、代理人の「氏名」が反映されます

キ．通番、氏名、生年月日　システム　→「技術職員名簿」保存時に、「技術職員名簿」内で「継続雇用」チェックが ON の技術職員の情報（氏名、生年月日）が自動的に反映されます
※該当者の人数分、名簿の行が生成されます（初期表示は１行のみ）

Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

経営事項審査の事務取扱い　様式第４号：　CPD 単位を取得した技術者名簿

①「申請・届出内容」画面の、「申請・届出書類」グリッド内、書類名「CPD 単位を取得した技術者名簿」を押下してください。

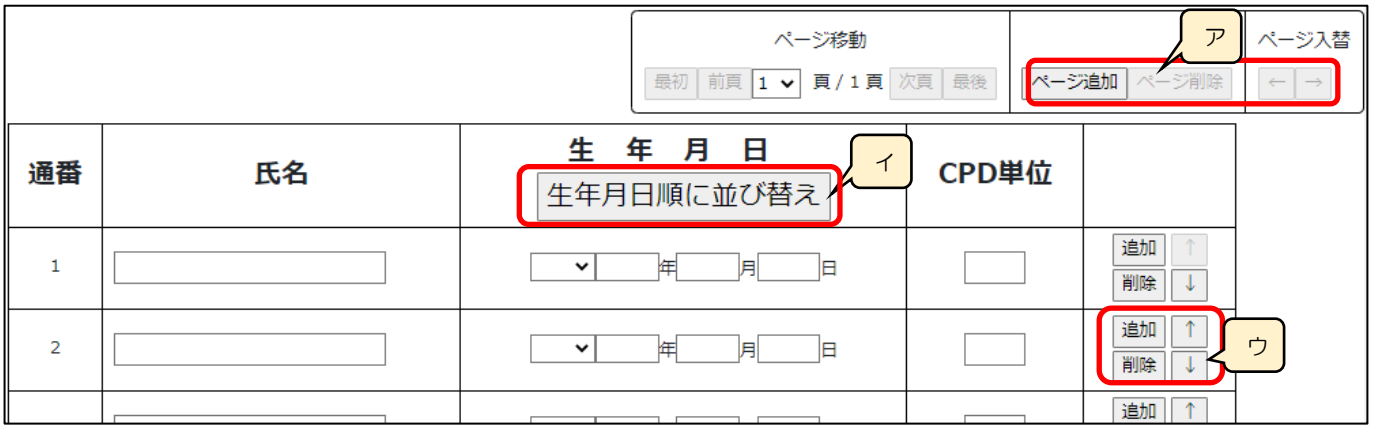


②「CPD 単位を取得した技術者名簿」の入力画面が開きます。



Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

③新規入力する場合は、以下の要領をご参照ください。（JCIP の自動処理により、既に値が入力されている項目があります）



ア.「ページ追加」ボタン　→押下すると、新たなページを追加します（技術者を 21 名以上入力する場合に使用）

「ページ削除」ボタン　→押下すると、現在表示中のページを削除します

ページ入替「←」ボタン　→押下すると、現在表示中のページを 1 ページ繰り上げます（ページのソート順変更）

「→」ボタン　→押下すると、現在表示中のページを 1 ページ繰り下げます（ページのソート順変更）

イ.「生年月日順に並び替え」ボタン　→押下すると、技術者の情報を入力した行を、生年月日順にソート順を変更します

※奇数回押下で昇順、偶数回押下で降順となります

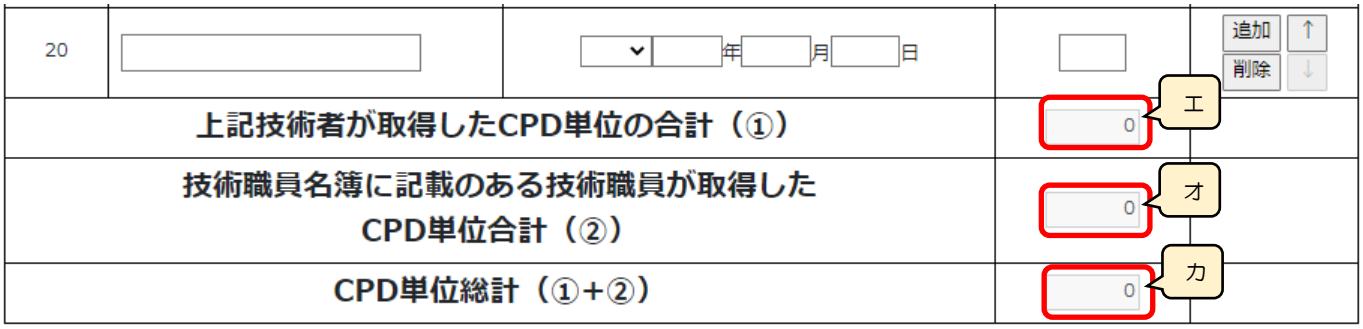
※名簿が複数ページの場合は、全ページ通してソート順を変更します

ウ.「追加」ボタン　→押下すると、行（入力欄）が追加されます

「削除」ボタン　→押下すると、行（入力欄）が削除されます

「↑」ボタン　→押下すると、行の位置が一つ上に移動します（行のソート順変更）

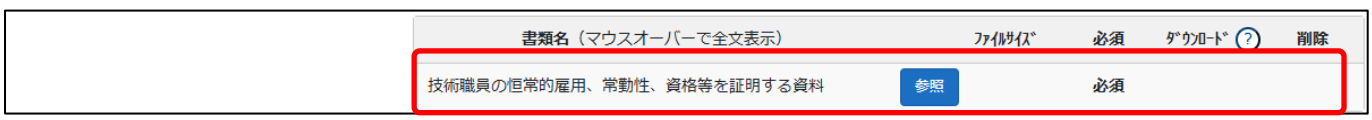
「↓」ボタン　→押下すると、行の位置が一つ下に移動します（行のソート順変更）



エ．上記技術者が取得した CPD 単位の合計　システム　→「CPD 単位を取得した技術者名簿」内、全てのページの「氏名が入力されている行」の CPD 単位の合計値を、自動的に合算・反映します（値は変更不可）

オ．技術職員名簿に記載のある技術職員が取得した CPD 単位合計　システム　→「別紙２　技術職員名簿」に入力した「CPD 単位取得数」の合計値を、自動的に合算・反映します（値は変更不可）

カ．CPD 単位総計　システム　→エ＋オの合計人数を、自動的に合算・反映します（値は変更不可）



確認書類を添付する手順は、以下の章をご参照ください。

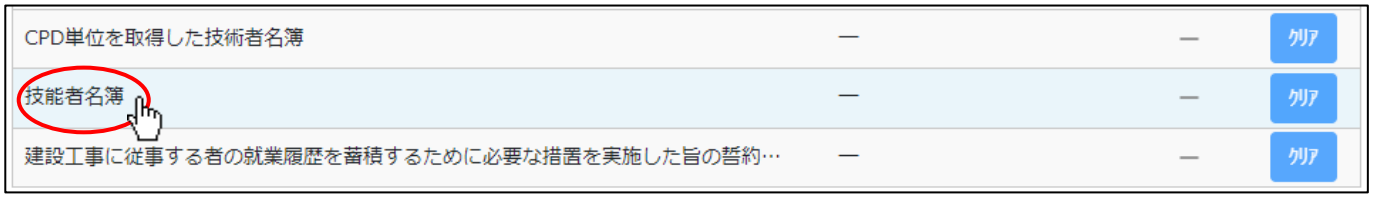
※再審査の場合は「CPD 単位を取得した技術者名簿」の入力内容に関わらず添付任意となります

【参考】3．2．8．3．様式に関する確認書類の添付

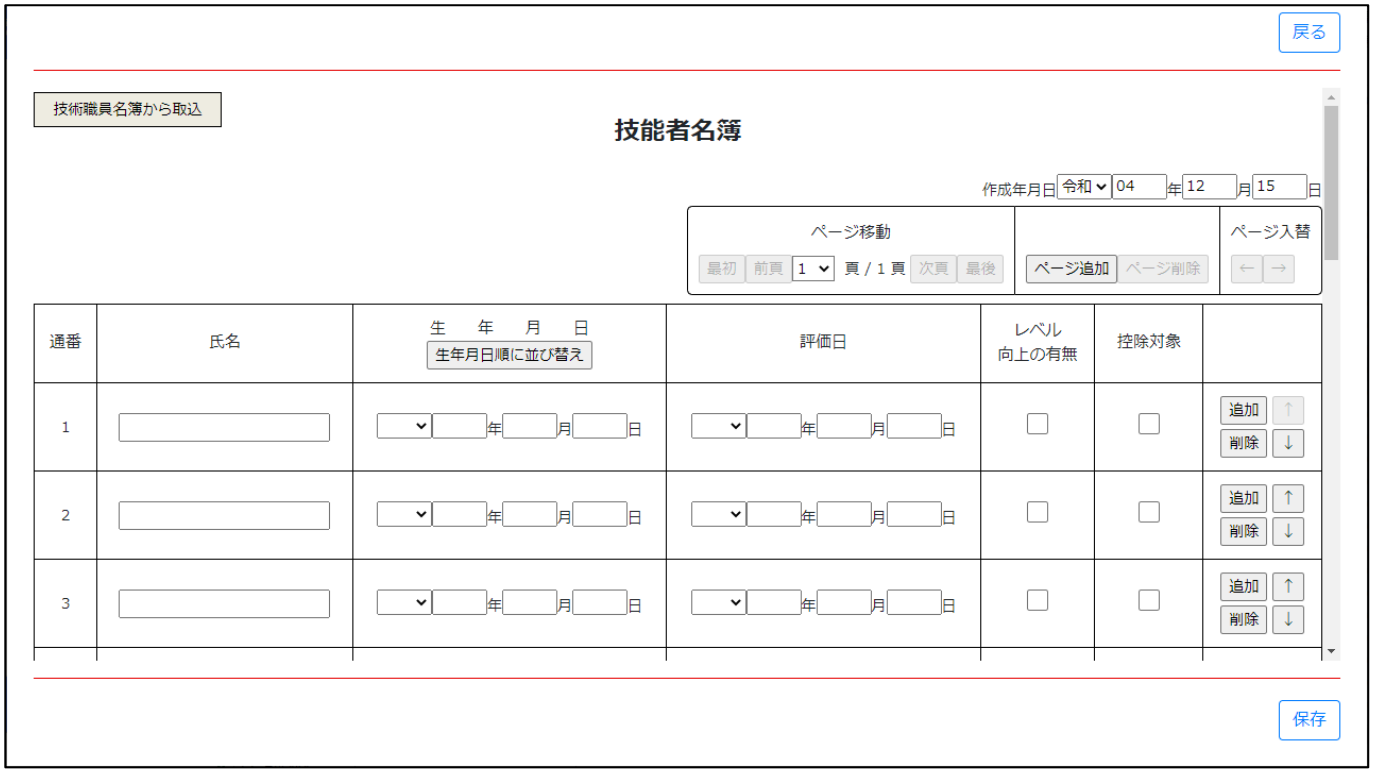
Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

経営事項審査の事務取扱い　様式第５号：　技能者名簿

①「申請・届出内容」画面の、「申請・届出書類」グリッド内、書類名「技能者名簿」を押下してください。



②「技能者名簿」の入力画面が開きます。



Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

③新規入力する場合は、以下の要領をご参照ください。（JCIP の自動処理により、既に値が入力されている項目があります）

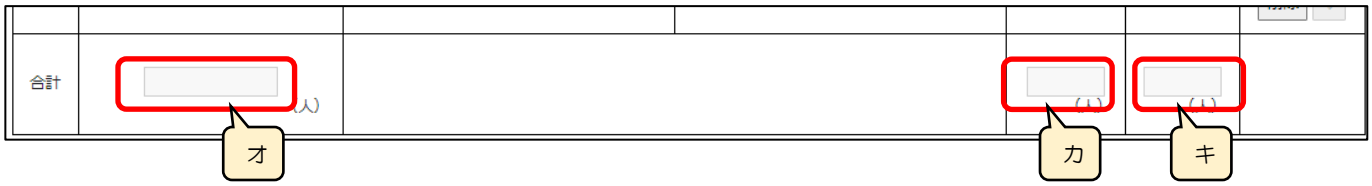


ア.「技術職員名簿から取込」ボタン　→「技術職員名簿」が入力済の状態で押下すると、「技術職員名簿」内で
「技能者」チェックが ON の技能者の情報（氏名、生年月日）を取込み、「技能者名簿」内の各項目に反映します

イ.「ページ追加」ボタン　→押下すると、新たなページを追加します（技能者を 19 名以上入力する場合に使用）
「ページ削除」ボタン　→押下すると、現在表示中のページを削除します
ページ入替「←」ボタン　→押下すると、現在表示中のページを 1 ページ繰り上げます（ページのソート順変更）
「→」ボタン　→押下すると、現在表示中のページを 1 ページ繰り下げます（ページのソート順変更）

ウ.「生年月日順に並び替え」ボタン　→押下すると、技術者の情報を入力した行を、生年月日順にソート順を変更します
※奇数回押下で昇順、偶数回押下で降順となります
※名簿が複数ページの場合は、全ページ通してソート順を変更します

エ.「追加」ボタン　→押下すると、行（入力欄）が追加されます
「削除」ボタン　→押下すると、行（入力欄）が削除されます
「↑」ボタン　→押下すると、行の位置が一つ上に移動します（行のソート順変更）
「↓」ボタン　→押下すると、行の位置が一つ下に移動します（行のソート順変更）

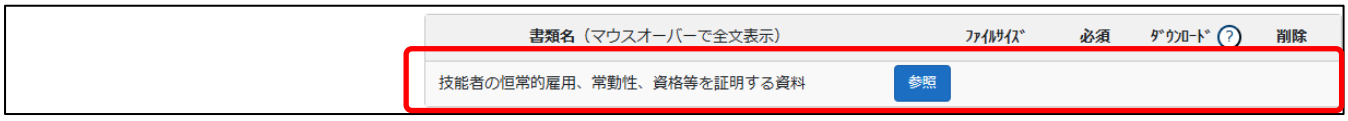


「合計」　システム　→この様式に入力した技能者数の自動計算結果を反映します。

オ.　→技能者名簿に入力された技能者の合計人数を、自動的に合算・反映します（値は変更不可）

カ.　→上記オのうち「レベル向上の有無」チェックが ON の技能者の合計人数を、自動的に合算・反映します（値は変更不可）

キ.　→上記オのうち「控除対象」チェックが ON の技能者の合計人数を、自動的に合算・反映します（値は変更不可）



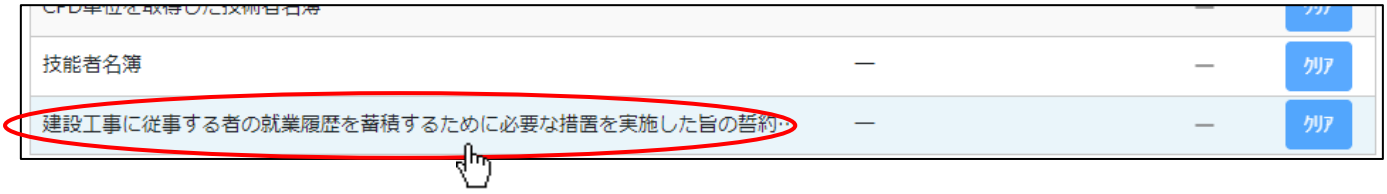
確認書類を添付する手順は、以下の章をご参照ください。

【参考】3．2．8．3．様式に関する確認書類の添付

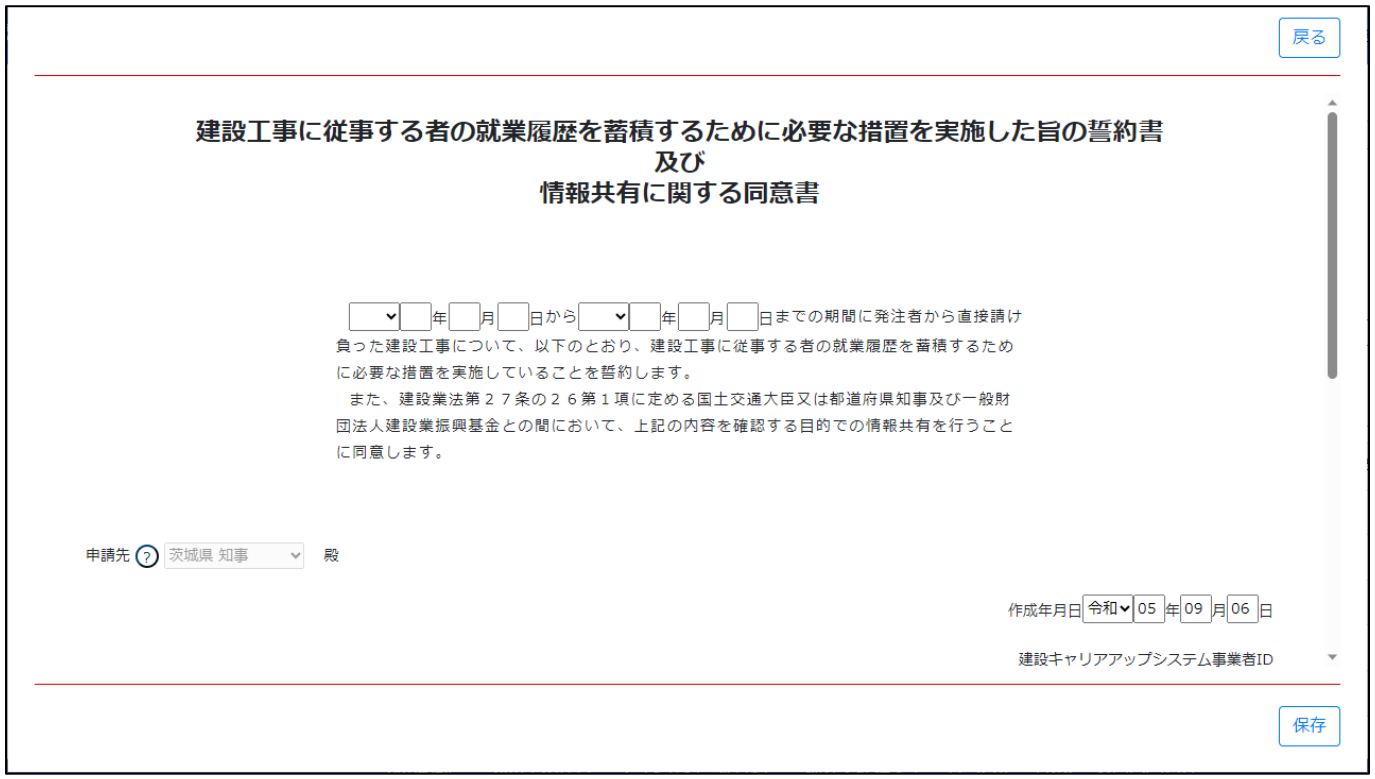
Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

経営事項審査の事務取扱い　様式第６号：　建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書

①「申請・届出内容」画面の、「申請・届出書類」グリッド内、書類名「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」を押下してください。

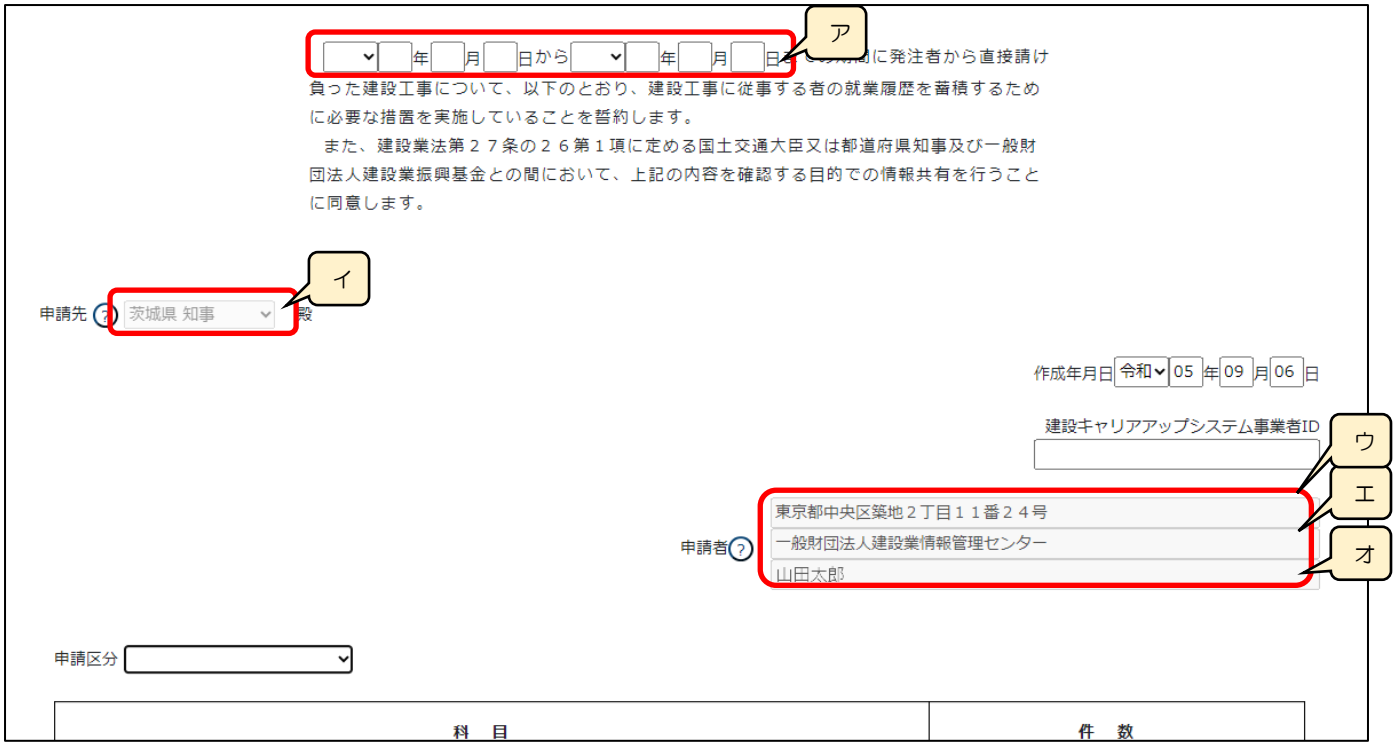


②「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」の入力画面が開きます。



Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

③新規入力する場合は、以下の要領をご参照ください。（JCIP の自動処理により、既に値が入力されている項目があります）



ア.「実施期間」の年月日（自・至）　→相関関係に誤りがある場合（例：「至」が「自」より過去日付）はエラーとなります

イ. 申請先　システム　→「申請・届出選択」画面で選択した行政庁が反映されます

（国土交通大臣許可の場合は、入力内容により自動判定されます）

【本人申請】

ウ. 申請者の住所　GビズID　→「所在地」として登録した情報が反映されます

エ. 申請者の法人名／屋号　GビズID　→「法人名／屋号」として登録した情報が反映されます

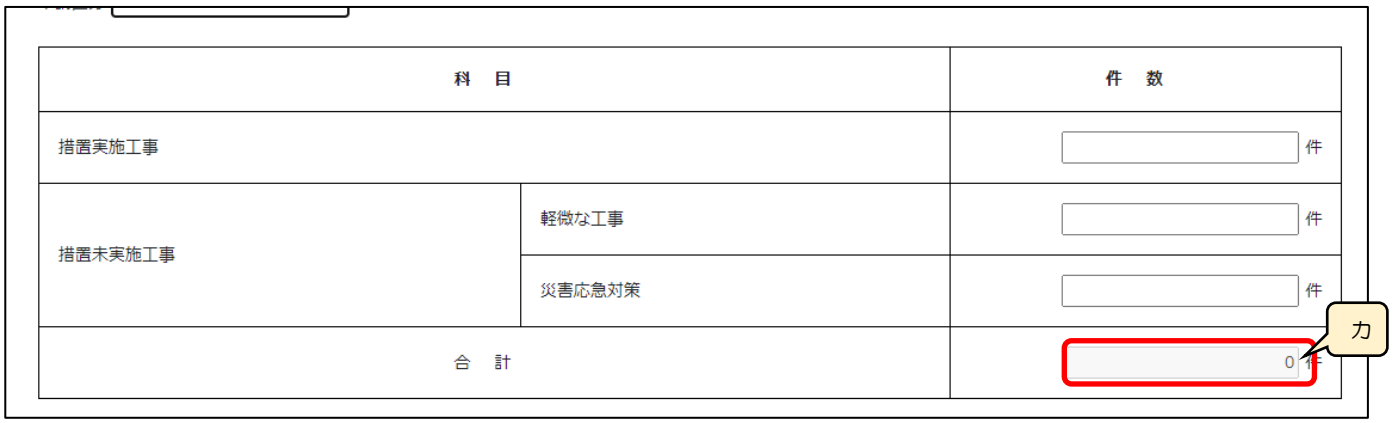
オ. 申請者の氏名　GビズID　→「代表者名」として登録した情報が反映されます

【代理申請】

ウ. 申請者の住所　システム　→委任状で設定した、委任者の「所在地」が反映されます

エ. 申請者の法人名／屋号　システム　→委任状で設定した、委任者の「商号名称」が反映されます

オ. 申請者の氏名　システム　→委任状で設定した、委任者の「代表者又は個人の氏名」が反映されます



カ.「合計」　システム　→「措置実施工事」及び「措置未実施工事」の各件数を、自動的に合算・反映します

Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

経営事項審査の事務取扱い　様式第７号：「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書

①「申請・届出内容」画面の、「申請・届出書類」グリッド内、書類名「「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書」を押下してください。

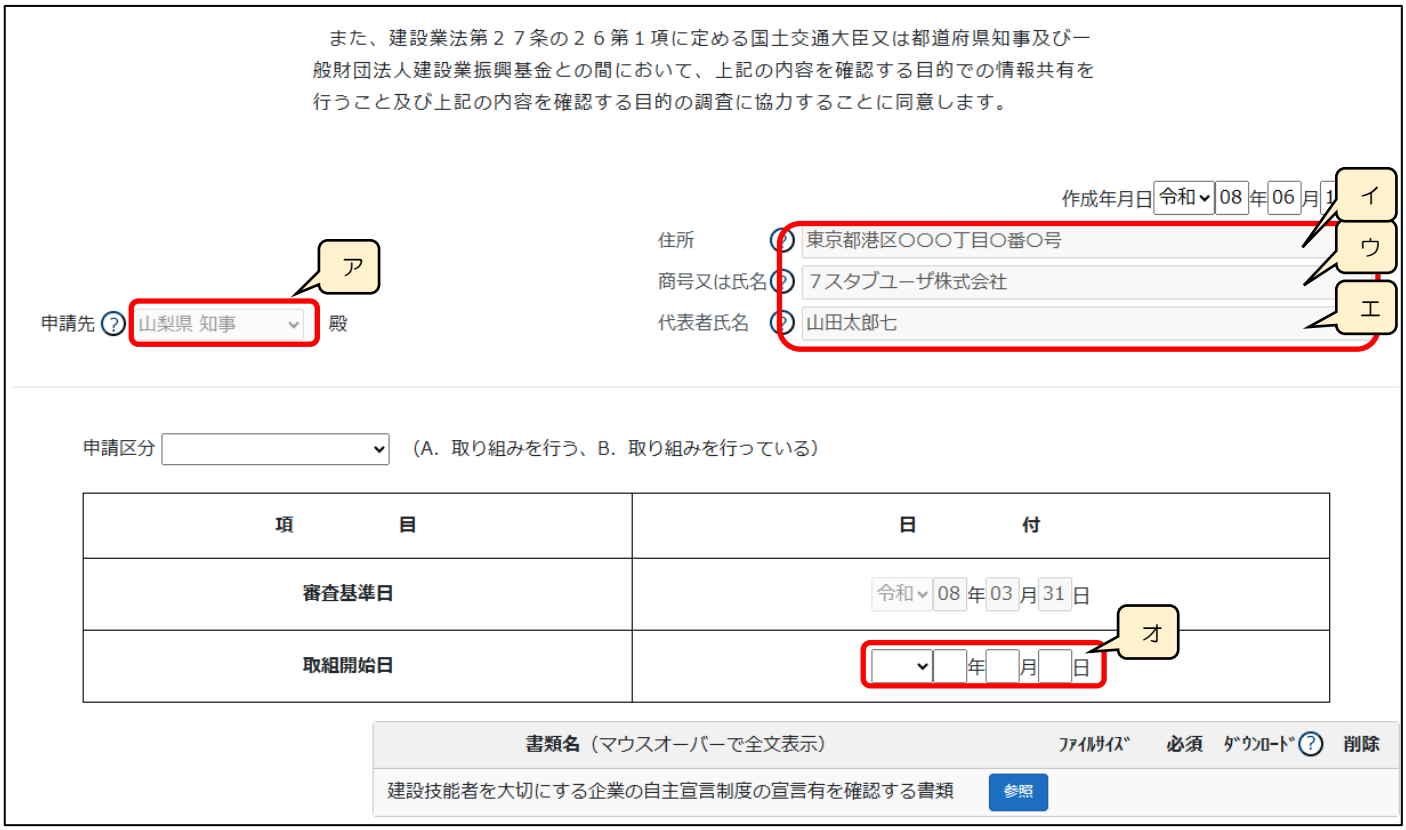


②「「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書」の入力画面が開きます。



Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

③新規入力する場合は、以下の要領をご参照ください。（JCIP の自動処理により、既に値が入力されている項目があります）



ア．申請先　システム　→「申請・届出選択」画面で選択した行政庁が反映されます
（国土交通大臣許可の場合は、入力内容により自動判定されます）

【本人申請】
イ．申請者の住所　GビズID　→「所在地」として登録した情報が反映されます
ウ．申請者の法人名／屋号　GビズID　→「法人名／屋号」として登録した情報が反映されます
エ．申請者の氏名　GビズID　→「代表者名」として登録した情報が反映されます

【代理申請】
イ．申請者の住所　システム　→委任状で設定した、委任者の「所在地」が反映されます
ウ．申請者の法人名／屋号　システム　→委任状で設定した、委任者の「商号名称」が反映されます
エ．申請者の氏名　システム　→委任状で設定した、委任者の「代表者又は個人の氏名」が反映されます

オ．「取組開始日」の年月日　→相関関係に誤りがある場合（例：申請区分がＡであるとき、審査基準日が取組開始日以降の場合）はエラーとなります

Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.